

福祉文教委員会会議録

令和6年12月10日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 16:23

【 案 件 】

1. 議案第 95号 令和6年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)
2. 議案第107号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例
3. 議案第108号 契約の締結(コミュニティセンター大規模改修(受変電設備)工事)
4. 議案第109号 契約の締結(コミュニティセンター大規模改修(空調設備・その1)工事)
5. 議案第110号 財産の取得(小学校教師用指導書)(追認)
6. 議案第111号 財産の取得(小学校教師用指導書)(追認)
7. 議案第130号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

「議案第95号 令和6年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○介護保険課長

「議案第95号 令和6年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」について、補足説明をいたします。

補正予算書の169ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ4億6753万4千円追加し、歳入歳出予算の総額を161億6667万4千円とするものでございます。主に、4月から補正予算要求時点までの実績を基に、伸び率等を勘案して積算しました経費の見直しと、今後の所要額を補正するものでございます。

歳入歳出予算の主なものにつきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明させていただきます。

まず、歳入からご説明いたします。予算書の173ページをお願いいたします。1款1項1目、第1号被保険者保険料につきましては、補正予算要求時点までの実績を基にいたしまして、4549万円追加するものでございます。

次に、173ページから176ページの4款国庫支出金、5款支払基金交付金、6款県支出金及び8款繰入金の一般会計繰入金につきましては、歳出の保険給付費及び地域支援事業費等の補正に応じて、それぞれの負担割合で補正をするものでございます。

9款繰越金は、令和5年度決算の確定に伴いまして、4億2947万8千円を追加するものでございます。

次に、歳出でございしますが、178ページからとなります。181ページからの2款保険給付費では、今年度4月から補正予算要求時点までの各給付費の実績を基に、伸び率等を勘案して積算しました経費の見直しと今後の所要額を補正するもので、保険給付費全体で、9017万4千円追加し、総額を143億1911万7千円にするものでございます。

次に、183ページからの3款地域支援事業費は、保険給付費と同様に補正をするもので、地域支援事業費全体で、1975万6千円を増額し、総額を11億6493万円にするものでございます。

次に、187ページの4款基金積立金の介護保険給付費等準備基金管理費では、6930万9千円を追加し、総額を7709万6千円にするものでございます。

次に、187ページからの5款諸支出金の償還金では、令和5年度の介護給付費等の確定に

伴う、国からの支払基金及び県からの交付金等の超過受入れ分等を返還するため、2億9004万8千円を計上するものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。事項別明細に関わりますけれども、179ページ、介護認定審査会費、122万3千円の減額があります。どういう事情かお尋ねします。

○介護保険課長

減額補正の理由としまして、主には介護認定申請件数を当初予算時6575件から6229件に減、認定審査会開催件数を191回から178回に減と見込んだことにより、介護認定審査会委員の報酬及び費用弁償を減額しております。

○川上委員

続いて、181ページ、居宅介護サービス給付費9791万9千円の減額です。どういう事情ですか。

○介護保険課長

減額の主な理由としましては、当初の予定からしまして、通所リハビリテーションが5680万5千円の減額。それと、短期入所生活介護、ショートステイの減額が約4330万9千円の減となっております。

○川上委員

すぐその下の2目、地域密着型介護サービス給付費、これは説明欄を見ますと、地域密着型介護サービス給付金となっておりますけれども、この説明をお願いします。

○介護保険課長

こちらの減額の主な要因としましては、看護小規模多機能型居宅介護、これが1806万5千円の増。そして、地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型の「特養」と呼ばれるものになります。これに伸びがありまして、1481万3千円の増となっております。それと定期巡回・随時対応型訪問介護看護、これも1464万8千円の増となっております。

○川上委員

それで、合わせて2目としては、4754万8千円の増ということでもいいですか。

続いて、182ページ、これは予防サービスのほうですけれども2目で地域密着型介護予防サービス給付費が減額となっております。これはどういったことでしょうか。

○介護保険課長

こちらの減額の理由としましては、主にこちらは2つです。認知症対応型共同生活介護、グループホームになりますが、マイナス189万3千円。小規模多機能型居宅介護が31万円減となっております。

○川上委員

続いて、187ページ。基金積立金ですけれども、6930万9千円増額となっております。これはどういう経過ですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:11

再開 10:12

委員会を再開いたします。

○介護保険課長

失礼しました。この増額の内訳は、基金積立金が6988万7千円の増、預金利子積立金

2万1千円の増、基金運用収入積立金59万9千円の減によるものでございます。

○川上委員

この増額補正が第8期計画との関係ではどういう関係になっているかなと思うわけですよ。ちょっと説明をお願いしていいですか。

○介護保険課長

今回の積立金につきましては、第8期計画というよりは、前年度、令和5年度の前年度繰越金に影響するものでございます。この前年度繰越金によりまして、基金の積立てという形になっております。

○川上委員

この繰越金は4億2947万8千円でしょう。これは予算書には1千円となっているわけですが、当初では。置いておったわけですが、この繰越金の額はそういうふうに見通しておったわけですか。

○介護保険課長

見通しといたしますか、予算上、令和5年度の歳入決算額と歳出決算額が確定したところで前年度繰越金ということになりますので、予算を策定したときの見込みに比べて、給付費が思った以上に伸びていなかったということが原因かと思われま。

○川上委員

思った以上と言われるわけですが、繰越金が4億2947万円ということなんだけど、思っていたのはどれぐらいの額なんですか。

○介護保険課長

もともと12月補正で見込んでいた歳出の予算で考えていたところでございます。

○川上委員

思っていたよりも給付費が伸びなかったと。伸びなかったというのはどれぐらいの額なんだろうと思ったわけですよ。

○介護保険課長

もともとの予算上の給付費の見込みとしましては、139億5043万6千円で見込んでいたところが、決算額が134億9019万9159円となったものでございます。

○川上委員

先にこれを聞きましょうか。なぜ、伸びなかったのかと、思ったよりも。お尋ねします。

○介護保険課長

コロナがございまして、施設給付費がコロナ禍で伸びていなかったものを、予算上はそこが回復するだろうというところで見込みましたので、そこがやはりちょっと思った以上に、施設給付費が伸びていなかったというものでございます。

○川上委員

もう一つ、介護認定などによって給付の抑制に入っているじゃないですか。その効果も入っているわけではないんですか。

○介護保険課長

認定の抑制ということは行っておりませんので、取り組んでおりますのは、給付の適正化になるかと思えます。そこのところは適正化ということで、うちがケアプランの点検と委託にも出しておりますし、そういったところの効果は若干あったものと思われま。

○川上委員

影響額とか分からないでしょう。皆さんから言えば、成果ということになるかもしれないけど。

○介護保険課長

その金額のところは、この給付適正化をしたからどのくらい効果があったかというのはち

よっとお出しできません。申し訳ありません。

○川上委員

できたら大変ですよ、目標を持って、そこまで抑制するということになりますので。出ないで普通と思います。

先日、私は介護3だった方が要支援2に変わったという方と会ったんですけど、大変驚きました。飯塚市ではないんですけどね。

それで、基金残高年度末見通しが10億7944万1千円ということなんだけれども、これは第9期の計画との関係ではどういうことになりますか。

○介護保険課長

すみません、計画では、3年間で7億円を取り崩す予定としております。

○川上委員

期末で言えば、10億円だったものを、7億円取り崩して、期末で3億円と。前期末は2億5500万円だったですかね。それから言えば、高めの残高目標にしておったんだけど、それにしても3億円なんだけど、これとの関係で、初年度でどの位置にあるべきかというのがあるじゃないですか。初年度、次年度、3年度期末ということがあると思うんだけど、1年目の年度末は10億7944万円ではなかったと思うんですけど、分かりますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:22

再開 10:23

委員会を再開いたします。

○介護保険課長

3年間で取り崩す予定としておりましたのは、計画上、まず1年目で1億5155万8千円、2年目で2億3512万4千円、3年目で3億1331万7千円としておりました。

○川上委員

令和5年度末残高が10億234万5千円なので、それから1億5千万円程度ということになってくると、8億5千万円の残高見通しということになるわけですね。ところが今回の繰入れによって、8億5千万円のところを2億円くらい、見通しの基金残高よりも2億円増えているということになりますね。そうしましたら、前期の期末が2億5500万円だったのに、現実には、今言った10億230万5千円でしょう。それで、これはコロナ禍という特徴があったのもあると思うんだけど、急激に増えていって、あれよあれよという間に増えてしまって、今回、介護保険料の一定の引下げに貢献するためにということで7億円の取崩しを計画したんだけど、既に高い、福岡県で一番高い介護保険料を設定しているために、今度の3か年計画は、基金残高としては上ぶれにも入っているのではないかと思うんですよ。この状態はどういうふうに見られておるのか、お尋ねします。

○介護保険課長

今回、確かに前年度繰越金が多くありまして、その部分が基金積立てという形になっております。第9期計画で見込んでおりました給付額と若干相違が出ている部分もあるかと思いますが、そのところは、このまま基金が積み上がるという形になるのであれば、当然、第10期計画のときに精査させていただこうと思っています。

○川上委員

計画を大幅に超えて上ぶれして、基金残高が残っていくようなことは適切ではないと思うわけですよ。3年間たってみて、こんなにたまったのねということで、じゃあ介護保険料をまた下げましょうかというような考え方は、その3年間、高過ぎる介護保険料で市民を苦しめ続けるということにもなると思うんですよ。

その点でいえば、いつかは否定されたんだけど、その後調べてもらったんでしょうかね。計画を見直して、介護保険料をさらに引き下げるといようなことができないのか。12月19日に高齢社会対策推進協議会があるんでしょう。そこでも議論にしてもらったらどうかと思うんだけど、条例改正でさらに引き下げるといような考えはできませんか。

○介護保険課長

こちらの第1号被保険者の保険料といたしますのが、中長期的に安定した財源確保を可能にするという観点から、介護保険法上、おおむね3年を通じ、財政の均衡を保つものでなければならぬとされております。計画期間である3年間の支出及び収入状況等を勘案して、保険料等を設定することになっておりますので、原則として3年間を通じて同一の保険料という形になります。これが、給付額が当初の見込みを大きく上回るという場合になると、事業計画を変更して、給付額の見込額を見直すという形になるかと思いますが、黒字額が生じた場合には、介護保険費等準備基金に積み立てて、次年度以降に備える仕組みという形に、介護保険法上はなっております。

○川上委員

途中で介護保険料を変更することができないわけじゃないということじゃないんですか。

○介護保険課長

こちらのほうが、基本的には黒字額が生じた場合には、基金に積み立てるとい仕組みになっておまして、うちで言えば、事前に高齢社会対策推進協議会のほうに諮ってという形になりますが、こちらが基金の積立てがあるからというところで変更するものではないと考えております。

○川上委員

何度もやり取りするわけにはいきませんが、今回補正で初年度の年度末が8億5千円の見込みのところ、2億円を超えて上振れしていると。それが、次年度6億2千万円をさらに上回っていくというようになる見込みが出る時は、介護保険料の引下げをすべきであって、次の期に回しますからいいでしょうといわけにはいかないんじゃないかというふうに私は思います。質問終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論ありませんか。

○川上委員

詳しくは本会議で述べますが、県下で最も高い水準の介護保険料が市民にのしかかる一方で、積立金は準備基金を積み増ししていることは納得できませんので、この補正予算には賛成ができません。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第95号 令和6年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第107号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○こども家庭課長

「議案第107号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。

議案書22ページをお願いいたします。穎田交流センター別館の施設改修工事のため穎田高齢者福祉センター内に設置しておりました穎田子育て支援センターを、令和7年4月1日以降に穎田交流センター別館内に移転することに伴い、関係規定を整備するものでございます。

議案書の23ページには改正前後の対照表を添付しております。内容の説明は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

高齢者福祉センターに移転してしばらくたちますけれども、この間のこどもの子育て支援に関する業務の努力、安全対策とかいろいろあったと思うんですね。施設整備もしたと思います。そういう努力はどういった点をしてきたのか、お尋ねします。

○こども家庭課長

まず、要望等もありましたが、入り口がちょっと高台になっておりますので、玄関、階段がありますけれども、階段が滑るといふところと、また、汚いといふところがございましたので、清掃の上、安全対策として滑り止めを設置したものでございます。

また、入り口に入ってフロアがあるんですけども、その動線確保ができていないといふところがございましたので、その分につきましても動線確保。また、不要な備品等がございましたら撤去していただきたいということで、撤去させていただきました。

また、穎田子育て支援センターの入り口の所につきましては、入り口からすぐに出られないようにゲートの設置をさせていただきました。

次に、土曜日等に関しましては予約制となっておりますので、利用者が来たかどうか分からないということがございましたので、インターホンの設置をさせていただきました。

また、フロアが暗いということから照明の増強もさせていただいたところでございます。

また、穎田子育て支援センター内におきましては倉庫がございますけれども、倉庫を勝手に開けられたら、こどもが入ってけがをしたら困るということでございましたので、ストッパーをつけさせていただきました。

それと、エアコンの設置をさせていただきました。大体この程度かなと思っております。

○川上委員

いろいろあったという経過がありますけれども、一番気になっていたうちの一つが動線の交わりなんですね。この点についてはどういう整理をしたのか。また、事故はなかったか、お尋ねします。

○こども家庭課長

動線の確保でございますけれども、入り口から子育て支援センター内に入る所にテレビを見るスペースがございますけれども、迂回と申しますか、ちょっと回り込まなくてはならなかったもので、その部分につきましては、少し動線の確保をさせていただきたいということで、確保させていただきました。その分につきましては、これまで事故があったということはございません。

○川上委員

インターホンのことなんですけれども、これは予約の方が来たかどうか分かるようにという言い方だったんですけども、防犯という視点からはどういう判断でしょうか。

○こども家庭課長

防犯対策のこともございましたので、入り口は施錠したままということでございます。ですので、インターホンの設置をしたといふところでございます。

○川上委員

工夫があったと思うんだけど、お風呂のほうは、開所状態ではないときがあるじゃないですか。そういったときの工夫は特にしたんですか。

○こども家庭課長

今回、颯田高齢者福祉センターでお風呂が開所しているときには、颯田子育て支援センターは閉所という判断をさせていただいておりますので、作法室のほうでその場合は開所しているところでございます。

○川上委員

作法室はどこのことですか。

○こども家庭課長

失礼しました。颯田小中一貫校、それと颯田交流センターが一緒になっておりますけど、その2階でございます。

○川上委員

そこはどのぐらい使いましたか。

○こども家庭課長

基本的には月、水、金曜日に風呂が開所しておりますので、その午後という形になっております。

○川上委員

その作法室で何か不都合なことが生じたか。

○こども家庭課長

ふすま等が開けられて、こどもが中に入っている物に当たってけがをしてはいけないということで、ふすまにストッパーをつけて対処させていただきました。

○川上委員

不都合なことはもうなかったということですか。

○こども家庭課長

ございません。

○川上委員

こどもがお風呂のほうに入って行って、とんでもないことが起こらないようにという配慮だったと思うけど、この間の経過から言えば、利用される方、それから業務を受けて仕事をされる方々と飯塚市は、当初は相当ぎくしゃくしたと思うけど、そここのところを調整して、粘り強く、双方の関係者がやっていただいて、こどもの安全も守れたという点ではよかったんじゃないかというふうに思っています。

それで、これからサンシャインのほうに戻るわけですけども、サンシャインのほうの準備はどのようになっていますか。

○こども家庭課長

2月末までが工期となっております。順調に進んでいるということでございます。

○川上委員

「順調に」では分かりませんので、もう少しお願いします。

○こども家庭課長

日付はちょっと忘れちゃったけど、建築課から颯田子育て支援センターの開所に当たって、要望等があったものにつきましての確認事項がございましたので、そういったものをご確認させていただきました。工事の状況につきましても、現在、建築工事につきましては約半分程度進められているということを聞いております。

○川上委員

引っ越しはいつの予定ですか。

○こども家庭課長

事業者とお話しさせていただいたのが、3月28日で今のところ決めているところでございます。

○川上委員

委託を受けている方々とは丁寧に話し合いをしておるといふ趣旨ですか。

○こども家庭課長

移転につきましてもお話しさせていただきました。

○川上委員

今度の引っ越し、移転について、要望がありますか。

○こども家庭課長

私どものほうへの要望につきましては、引っ越し日、引っ越した後につきましてもの応援をお願いしたいということでございますので、職員の派遣をしたいというふうに考えているところでございます。

また、颯田子育て支援センター全体のものにつきましては、例えば、授乳室が設置されるんですけども、また、こども用のトイレも設置されます。こどもと親御さんがトイレに入ったとき、もしくは授乳されているときに、こどもが勝手に鍵を開けてしまうといったところがございますので、鍵につきましては、大人の手が届く所に鍵を設置してほしいという要望がありましたので、それも設置させていただきたいというふうに考えております。

また、かねてより冷蔵庫の設置の要望がございましたので、冷蔵庫の設置。また、ドアにつきまして、細長い2メートル近くのガラスがあるんですけども、そこにつきましてはなるべく見えないようなすりガラスにしてほしいということでございましたので、対処させていただきたいというふうに考えております。おおむねそのような形で進んでいるところでございます。

○川上委員

要望は出ているけれども市として対応はできない、あるいは、しにくいということがありますか。

○こども家庭課長

現時点で1点だけございまして、颯田子育て支援センター内にホワイトボードが設置されているんですけども、その部分につきまして、ペン置きがあるんですけども、それを撤去してほしいということでございましたので、それは見てみないと分からないので、確認した上で判断させていただきたいという回答をしております。

○川上委員

こどもの安全のことだろうと思っておりますので、よろしく申し上げます。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

前回のときに、支援センターの移転する日付が条例の中に入っていて、いろいろと話があったと思うんですが、今回は附則で、「この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する」となっていますが、ちょっと具体的に公布の日というのはいつになるのか。それから、規則で定める日というのはいつになるのか、教えてください。

○こども家庭課長

公布の日につきましては議決後という形になるかと思っております。それが議決後のいつかというのはちょっと私のほうでは分かりませんが、議決された後、議会のほうから市長のほうに議決されましたと文書が行くと思っております。それを受けて、市長部局のほうで公布されるというふうに考えております。また、規則につきましては、実質、開所できると明確になっ

た時点で規則を改正させていただきたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第107号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。暫時休憩いたします。

休憩 10:47

再開 10:59

委員会を再開いたします。

次に、「議案第108号 契約の締結（コミュニティセンター大規模改修（受変電設備）工事）」及び「議案第109号 契約の締結（コミュニティセンター大規模改修（空調設備・その1）工事）」、以上2件については、関連があるため、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○契約課長

「議案第108号 契約の締結（コミュニティセンター大規模改修（受変電設備）工事）」及び「議案第109号 契約の締結（コミュニティセンター大規模改修（空調設備・その1）工事）」につきまして補足説明をいたします。

議案書の24ページをお願いいたします。「議案第108号」、工事請負契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出するものであります。

本件につきましては、契約金額2億1758万円で、雄電社・西日本電波特定建設工事共同企業体代表者、株式会社雄電社、代表取締役赤垣敏明と契約を締結するものであります。

議案書の25ページをお願いいたします。入札の概要でございますが、工期につきましては、本契約として認められた日から令和8年1月30日までとしております。入札執行状況につきましては、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準並びに特定建設工事共同企業体運用基準に基づき、業者選考委員会において、共同企業体の構成員の条件等を決定し、9月13日に入札公告を行い、10月8日に入札を執行いたしました。

本件につきましては、3つの共同企業体から入札参加申請があり、3者による入札の結果、予定価格2億3650万円に対し、落札額2億1758万円、落札率92%となっております。

続いて、議案書の30ページをお願いいたします。「議案第109号」、工事請負契約の締結につきましても、地方自治法第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出するものであります。本件につきましては、契約金額4億1250万円で、筑豊冷機・内山空調特定建設工事共同企業体代表者、株式会社筑豊冷機、代表取締役入江正利と契約を締結するものであります。

議案書の31ページをお願いいたします。入札の概要でございますが、工期につきましては、本契約として認められた日から令和8年1月30日までとしております。入札執行状況につきましては、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準並びに特定建設工事共同企業体運用基準に基づき、業者選考委員会において、共同企業体の構成員の条件等を決定し、9月13日に入札公告を行い、10月11日に入札を執行いたしました。

本件につきましては、2つの共同企業体から入札参加申請があり、2者による入札の結果、

予定価格4億1250万円に対し、落札額4億1250万円、落札率100%となっております。

以上、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

関連議案ということですので、「議案第108号」と「議案第109号」ですけど、「議案第109号」に関しまして、今、課長からご説明がありましたけど、落札率が100%ということで、一方で「議案第108号」は、同じコミュニティセンターの大規模改修受変電設備がありますけど、92%ということで、ちょっと開きがあるなというふうに議案として見させてもらいました。過去に、平成28年になりますけど、鎮西の小中学校で5工区ありまして、やはり同じように100%落札というのがあって、かなりマスコミでも取り上げられていろいろとありました。私はそのとき、一点、判断の基準として、まず、落札された業者さんというよりも、そもそも発注側である飯塚市が十分な競争環境を整えて発注していたんだろうかということで、そういった視点で見させていただきました。

今回も同じように100%の落札になっていますので、同じような視点で、しっかりとした競争環境が整った発注になっているのかというところを確認させていただこうと思います。

まず、質問に入る前に、一般質問でも武井市長に今後の飯塚市の在り方ということで聞かせていただきましたけど、その中で、やはり財政見通しの質問も多々あっていまして、その中で、飯塚市の財政が今後厳しいんだということで、その財政面をしっかりと取り組んでいく、歳出を削減していくというふうな話が多々あっております。そういった視点から見ましても、やはり最低制限価格と予定価格というのがありますけど、やはり飯塚市としては最低制限価格にできるだけ近づけて落としていただくというふうな環境を整えるというのが、そういった前提からも必要じゃなかろうかと思っておりますので、ぜひそういった部分は共有させていただきながら、質問させていただこうと思います。

1点目なんですけど、この「議案第109号」に関しまして、発注の条件というのがありましたら、教えていただけますか。

○契約課長

発注の条件につきましては、空調設備工事でございますので、まず、参加基準を市内の工事有資格者名簿の市内に登録されている管・空調工事ということでしております。参加要件につきましては、今回はJVということで共同企業体での発注になっておりますが、参加条件は、まず、共同企業体の代表者につきましては、1つ目が、飯塚市建設工事有資格者名簿の市内に登録されている管・空調工事業業者で、格付がA等級であること。2つ目が、建設業法により、管・空調工事に係る特定建設業の許可を有すること。3つ目に、建設業法に基づき監理技術者を専任で配置できることという条件をつけております。

もう一つの共同企業体のその他の構成員につきましては、建設工事有資格者名簿の市内に登録されている管・空調工事業業者で、格付がA等級であること。建設業法に基づき、技術者を専任で配置できること。それと、その他の条件といたしまして、飯塚市が発注の予定価格130万円越えの工事を請け負っていないことを条件といたしております。

○永末委員

今、答弁をいただいた内容で、今回、「議案第109号」に関しましては、応札が2者のJVということで、そのうちの1者が落札されているわけですけど、ともに100%の予定価格で落札されているというふうなことかと思うんですけど、今、条件面をお聞きしましたけど、まず、代表者の企業とその他の構成員の企業というふうな形で分かれておって、代表者に関しては市内の空調の工事業業者でA等級というところで、建設業の特定の許可持っている。あとは

手持ちがないということですね。その他の構成員に関しましても、同じく、市内業者で格付がA等級、手持ちがないというふうなことだったと思うんですけど、例えば、この条件で発注した際に、実際にこの発注時点で応札ができる可能性があった業者数というのはどうなるんですか。

基本的に組まなくてはならないと思いますんで、代表者の数によるかと思うんですけど、その代表は管・空調工事の特定を持たれている、手持ちのない事業者さんというのは、この時点で何者あったんでしょうか。

○契約課長

選考時点におきます、管・空調A等級工事業者の中で、特定建設業の許可を持つ業者が4業者ありまして、そのうち2業者が手持ちがある状況でございましたので、参加できる共同企業体の代表者となれる業者数は2者ということでした。

○永末委員

参加する可能性がある業者が2者で、その業者さんが実際に応札されたということだと思うんですけど、確認したいのが、発注時点で、そのことは発注側として、当然、ご自分で条件をつけられているわけですから、ご認識はあったということでしょうか。

○契約課長

工事の発注につきましては、先ほども申しましたが、一般競争入札実施要領運用基準など、基準を定めておりまして、それに従って発注いたしておりますので、それに従って応札可能業者数については2者ということは把握いたしておりました。

○永末委員

分かりました。2者しか応札できないということ把握されていたということなんですけど、そうすると、実際に応札する可能性のある事業者さんというのは分かってくるかと思うんですけど、その中で、先ほど申し上げたように財政面のことも考えなくてははいけませんし、そういった意味では、できるだけ競争していただけるような環境というのを発注者側としてはしっかりと検討すべきだと私は思うんですけど、そのときに、もしかしたら高く入ってくるかもしれないということも、しっかりと検討すべきじゃなかろうかなとも思うんですけど、今回、応札する可能性があった事業者さん自身の調査というのはされましたか、実際に発注する際に。

○契約課長

工事を発注する際に、先ほども申しましたが、有資格者名簿に登載されている業者ということですので、選考する時点におきまして、特別に調査は行っておりません。

○永末委員

過去に指名停止があったかどうかという部分に関する調査はされましたか。

○契約課長

指名停止について、どの業者がというのは、特段の調査を行っておりません。

○永末委員

今回はJVの関係で4者入っているんですけど、この4者の中に、実際に、過去5年程度で構いませんけど、飯塚市から指名停止の措置を受けた業者というのはいらっしゃいますか。

○契約課長

過去5年において、指名停止となった業者はその4者の中にはおります。

○永末委員

4者中何者いらっしゃって、企業活動に影響があるでしょうから具体的な名前はあれですけど、代表なのか、その他の構成員の企業なのか、その辺りをもしご答弁いただければ。難しければ、業者数だけでも構いませんけど。

○契約課長

指名停止の履歴がある業者につきましては1者となっております。

○永末委員

その指名停止の理由は何ですか。

○契約課長

指名停止の利用につきましては、当時、令和2年4月3日に告示しておりました飯塚市新体育館建設等空調設備工事の入札に関しまして、そのときの構成員に不正または不誠実な行為が認められたということで、指名停止措置を行っております。

○永末委員

繰り返しになりますけど、発注側でいろいろな意味でしっかりと競争性が確保できるかというのを確認すべきだと思いますので、それは恐らく確認できる状況にあったのかなと思います。

あと、私のほうで調べる中で、実際に契約の前に、同じく、管・空調工事の指名競争入札で、颯田交流センター別館の改修工事というのが入っていました。その中で、複数の事業者の方が応札されていますけど、その中を見させていただきますと、今回の事業者さんの名前もありまして、その際には、予定価格での応札というのをされている経緯もありますので、そういったのを見ましても、比較的、競争環境というのはしっかりと留意すべきではなかったのかというふうに思います。

最後になりますけど、そういった意味で、やはりしっかりと飯塚市として発注の競争性というのを確保すべきと思うんですけど、今回、先ほど課長が言われました、特に代表者となる企業さんのほうを、これだけ特定で、手持ちがあってというふうな形で、もう2業者に絞り込まれてしまう、その条件つけてしまうと。という状況の中で、市内業者というのにこだわらなくてはいけなかったんですか。例えば、これを市外業者というふうな形にも広げることができれば、その辺りの競争性というのは確保できたんじゃないかというふうに思うんですけど、その点はいかがでしょうか。

○契約課長

飯塚市におきまして工事の発注については、市内業者でできるものについては市内業者に発注するという原則で行っておりますので、今回の業者選考におきましても、工事の内容が市内でできるというふうに判断しておりますので、市外業者を入れるということは検討いたしておりませんでした。

○永末委員

繰り返しですけど、過去に実際にはあったわけですよ、100%応札というのが。先ほど申し上げた件だけではなく複数あります。

繰り返しになりますけど、財政は厳しいわけじゃないですか、飯塚市として。業者さんに最低制限価格と予定価格をお伝えして、その中であれば、当然、幾らで応札されようと、それは特段間違った行為ではないんですけど、やはり、飯塚市としても苦しい財政状況の中やっているわけですから、そこはしっかりと、飯塚市としても苦しいので、できるだけ低くやっただけのように、競争性というのはしっかりとこれまで以上に考えていくべきだと思います。そこを市外に広げるというのを考えなかったというのが、まずもってどうなのかなと思います。

過去のいろいろな企業局発注の案件ではありますけど、調べさせていただきますと、令和6年の工事、令和6年7月に企業局のほうで発注されている津原導水管布設替（1工区）工事というのも、予定価格が2億4300万円ですけど、落札は低く落札されています。ここにつきましても、先ほど申し上げた代表者の企業に関しては、市内A等級の水道施設業者に限らずに、プラス市外まで広げて実際に発注されています。

これだけではなくて、令和5年5月に開札があっている鯉田浄水場集中監視装置外1件改良工事は、同じく、条件付き一般競争入札、電気工事のJVですけど、これは企業局発注ではありますけど、予定価格6億円何がしかの工事に関しまして、代表者の発注条件に関しましては、市内のA等級業者、もしくは、市外の電気業者、1千点以上の経審の点数というのがあるとい

うふうな条件を実際につけられて、企業局でありますけど発注されています。

これだけではないんです。令和4年に関しましても同じような条件で2件ほど見受けられました、そういった発注条件が。令和4年に関しましては、さらに言いますと、その代表者に関しては市外のみから募集されていたというふうな事例もあっています。

こういった企業局の案件でありますけど、これは十分に飯塚市としても検討できるんじゃないだろうか、検討すべきだったんじゃないだろうかというふうな条件ですので、例えば、今回の件で、この代表者の企業はもう2者に限られてしまう。A等級の特定業者、市内の特定業者に限らずに、もし、例えば、市外で同じように、企業局がやったようなことをしっかりと学んで、過去の飯塚市の事例から学んで、そこにそういった条件を広げさえすれば、こういった状況にはならなかったんじゃないかなと思うんですけど、その点に関しましてはいかがでしょうか。

○契約課長

今、委員のほうからいろいろと企業局のほうの工事例などもご紹介していただいたと思うんですけども、先ほども申しましたように、本市の工事例の発注に際しましては、市内業者でできるものについては市内業者に発注するという原則を取っております。それで、今おっしゃっていただいた企業局の工事につきましても、詳細は分かりかねますけれども、市外業者でなければできないような業務が含まれている場合であったり、例えば、市内業者で区切ったとしても市内業者が1者しかいないという場合については、市外業者を条件とするようなことはあるのかなというふうに考えております。

ですので、市内でできる工事について、市外業者を入れるということを考えるよりも、まず、市内業者で発注する中でどのように競争性を高めるかということを考えていく必要があるというふうに認識いたしております。

○永末委員

今回は競争性が発揮されたんですか。

○契約課長

今回の入札の発注につきまして、繰り返しになりますけども、一般競争入札実施要領及び運用基準など、発注の基準を定めて、それに従ってしております。

その基準の中で、業者が1者になった場合につきましては、1者では競争が成立しませんので、それから、例えば、市内の同業種の第2希望業種だとか、準市内業者、市外業者などをさらに選考するというような決まりにはなっておりますけども、現時点で2者以上いけば、その業者で入札するというような規定になっております。

これについて、競争性があるのかということですけども、2者で競争性がないということで、2者いますので競争はあるとは思いますが、さらに業者数が増えれば、より競争性は高まるということは市側としても認識いたしておりますので、今後につきましては、そういった競争性を高めるような決まり、どのような選考の基準にするかというところは検討していかなければいけないというふうには考えております。

○永末委員

今後じゃなくて、今回考えるべきだったんじゃないですか。

結局、先ほども申し上げましたけど、これは初めてじゃないんですよ。過去に何回も100%入札、落札というのがあって、その時点で、当然、検討すべきだったでしょうし、その時点で本当に反省されていれば、今みたいな答弁にはならないと思うんですよ。

これは市長、副市長、教育長なのか分かりませんが、飯塚市の大きな今後の課題として財政というのを抱えている中で、こういった事態が生じたことについてどのように考えられていますでしょうか。

○契約課長

過去に100%の入札があったということで、一番大きかったのが、平成28年に小中学校の建設工事で100%入札というのがあったということで、そういった事例がございます。その当時につきましては、発注工事数と参加する業者数が同じであったということと、その当時は1者入札を可としておりましたので、そのような100%の入札がっております。

それを受けまして、その後、1者の場合は入札を中止するというふうに変更いたしました。今は、2者以上いない場合は入札をしないというふうに変更いたしております。

また、金銭的なところで、100%の入札よりも、最低制限以内でというお話もございましたが、予定価格につきましては、設計の担当課において、公共の単価であったり、歩掛かりであったり、品物につきましても物価の調査に基づいて適切に設計しております。その設計額、いわゆる100%の額というのが、工事を行う標準的な金額であるというような考え方で設定をいたしておりますので、単純に100%になったから不適切であるとか、最低制限価格であったからよかったということではなく、標準的な予定価格のある中で、各業者さんがしっかりと積算をしていただいて、業者さんにおいても適切な利益を得ていただきながら、工事も適切に施工していただくというところが飯塚市の考えているところでございますので、金額が100%だったから悪いということではなく、100%にするに当たって、談合行為などがあれば、それは、当然、駄目なことです。いけませんけども、適切に積算した結果が予定価格と最低制限価格の範囲内に入っていれば、それは悪いことではないというふうには考えております。

○永末委員

最後にしますけど、推測でものはいえませんが言いませんけど、例えば、今回、2者のJVでされていますので、恐らく、1円でも安ければ取れていると思うんですね、そちらの方が。ただ、そうでなく、どちらも100%というふうなこともあってありますし、同じ「議案第108号」で、コミュニティセンターの受変電設備に関しましては上限じゃないですね。最低制限価格で落ちていますという部分から見ても、やはり、そういったことを総合的に判断させていただくことになるかなとは思いますが。ちょっと一旦終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

課長の答弁があった中で、今回、公共の単価といったところでやっているわけでしょう。それ以外の入札に関しても、前の総務委員会とかでもお話されていましたが、ちゃんとその時期の時価等に合わせて、積算を市のほうとしては入札予定価格を出していますということでしたよね。その中で、飯塚市の地場企業の育成、皆さんが頑張って、努力されて、今まで100%はないんですね、入札の中で。

今回、100%ということは、今の話でいくと、公共の単価の計算のやり方が間違えていたということなんですか。皆さんは、これまでずっと、平成28年以降、100%はありませんでしたよね。前も言われていましたけど、ちゃんと皆さんは積算されて、頑張っているから、最低制限価格でやっていけるんだよという話をされてあったじゃないですか。今回だけ100%というのは、ちょっと何でだろうというのが疑問に思うんですね。

さっき、永末委員も言われていたんですけども、競争性が本当にこれで保たれているのか。それから、地場企業の育成とずっと言われていますけど、この地場企業の育成の中に、こういう形のものが、本来、市が求めている育成になるのか。そういったところをどのように思われているのかというところを、お考えを示していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○契約課長

こういう状態というのが、どういうことをおっしゃっているのか、ちょっと分からない。もう一度、ちょっとすみません。

○兼本委員

だから、結局、100%、100%でしょう、今回。今までずっと報告を受けた中で、ほとんど予定価格以内で収まっているじゃないですか。今回は100%、100%でしょう。そのときの時価に合わせて予定価格が決められているというお話でしょう。その中で入札をしてくださいということですよ。今までは皆さんが入札をちゃんと積算されてやっているわけでしょう。そこは違うんですか。どの企業さんも入札をちゃんとされているんでしょう。

○契約課長

この場合におきましては、告示において、予定価格、それから最低制限価格を事前に公表して、発注のほうをしておりますが、それを見て、積算の金額は入っていない設計書も、当然、出しますので、それに基づいて、各業者さんがそれぞれの取引において積算した結果で入札していただいていると考えております。

○兼本委員

そうですね。皆さんはそれで企業努力をされていると。これだけの技術を持って、安価な金額で、技術力を上げてやっているというところを、飯塚市の地場企業の育成というふうに言われているんじゃないのかなと思うんです。そのうちの一つになるんじゃないかなと思うんですけども。

大体、最低制限価格だったり、最低制限価格に近かったりというような中で、100%の企業もありますよね。でも、その100%で出しているところがあったとしても、それよりも安く出しているところもあるわけじゃないですか。こういうのが競争性じゃないかというふうに思うんですよね。そういう競争性というのが、そういう意味では、100%、100%という形になったということは、飯塚市の入札の予定価格の積算がまずかったのか、どうなのかというところですよ。

想像で言うのもあれなんですけど、たしか、どこかの大学教授か誰かが言われています。100%入札というのは、談合であったりとか、もしくは、もうここに入るつもりがなかったとか、そういう可能性が非常に高いんだよというふうなことを言われている方もいらっしゃる。となると、その辺りが、この2者が入ってくるというのが、実際、今までの飯塚市の入札のやり方は、永末委員が言われたように、ほかのところも入れて競争性をもっと確保していかないと、飯塚市でやれる工事だから飯塚市だけでやります、こういうことが起こってきたら、ほかのことも全部そういうふうになるおそれがあるんじゃないのかと思うわけなんです。

なので、そういった意味で、それが地元企業の育成になるのか、どうなのか。そういったことをもう少し考えてもらえれば、これは、今後考えるんじゃないかと、この時点で考え直さなくちゃいけなかったんじゃないのかなというふうに、私も思うんですけども、課長たちはこの結果を見て、どのように思われたかということをお聞きしたいなと思っています。

○契約課長

この工事につきまして、入札を実施して、2者が100%の金額、予定価格で応札したということで、その時点で一旦入札を止めまして、飯塚市のほうで談合情報等対応マニュアルというものをつくっております、その中で談合の疑いがある入札が行われた場合の対応ということで、入札を一旦保留しまして、その場でそれぞれの業者に個別に事情をお伺いしております。

その中で、積算が100%になったことについて、メインの話については談合があったのか、なかったのかということで聞き取りを行って、両者とも「ない」というようなことで、あとは積算した内容については、しっかりと見積りなども取って積算した結果がこれになったと。いろいろ今の物価上昇の中において、機器などの金額が上がっていて、過去よりも何割か上がっているの、どうにか100%の額ならいけるといいますか、事前に公表していますので、積算すると高くなるけど、努力した上で、100%で入れましたというようなお話もいただいております。

競争性のことにつきましては、先ほども申しましたように、多ければ競争性が増すというところについては認識しておりますけれども、それで市外を入れるとなれば、市外業者が取れば、市内の業者は一切何もかわらないというところになりますので、市外業者を入れずに、市内の業者の中で競争性を高める方法を考えていかなければいけないというふうには考えております。

○兼本委員

市外業者を入れるのをすごく拒否されているみたいなんですけども、市長、市長はいつも言われているじゃないですか、限られた財源の中だと。執行部の皆さんも言われているじゃないですか、限られた財源の中だと。確かに市内も一つ重要ですよ。お金も重要じゃないんですか。その両方を考えて判断するというのが必要じゃないんですか、今の時期は。市長、違いますか。

○契約課長

繰り返しになりますけども、工事をするに当たりまして、市外の業者でなければできないということがありましたら、市外の業者に発注するしかないというところでありますけども、業者育成の面から見ても、市内業者でできる工事については市内の業者さんに工事を施工していただくということが、業者の育成につながるというふうに考えておりますので、金銭につきましても、例えば、入札におきまして、応札者がいなくて落札にならなかったという場合について、市内の業者でできないということであれば、その後の選択肢として、市外業者のほうに選考の幅を広げるということはあるとは思いますが、工事の内容が市内でできるものについては、市外に出すのではなく、先ほども申しましたように、市内業者の中で競争性を高める方法を考えていきたいというふうに考えております。

○兼本委員

課長が言われていましたよね、これはぎりぎりだと言われたわけでしょう。今後、全部、これはぎりぎりなんですとなったとき、それでも行くということですか、市内業者だけでやっていきますよという形。それでもそういうふうに判断していくということなんですか。

○契約課長

予定価格を飯塚市の場合は事前にお示ししておりますけども、予定価格につきましては、設計において、様々な単価で、適切な金額というところを設定いたしておりますので、予定価格の範囲内の入札でございましたら、それについて入札をゆがめるような談合などがございましたら落札というわけにはまいりませんが、そういうものがなく、適切に積算した中で、予定価格と最低制限価格の範囲内の応札があれば、それで工事をやっていただくというような形になろうかと考えております。

○委員長

今回の件ではなく、総務委員会の特別付託事件の入札制度の話になっているので、その辺、気をつけて発言されてください。

○兼本委員

もう総務委員会に任せます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤堂委員

先輩方がたくさん聞いていただけたので、数点お伺いできればと思ひまして、「議案第108号」と「議案第109号」なんですけど、工事のスケジュール等を教えていただければと思います。

○契約課長

「議案第108号」の受変電設備工事につきましては、先ほども申しましたが、本契約として認めた日から令和8年1月30日までを工期といたしております。内容といたしましては、

電気設備工事の一式でございまして、受変電設備工事、直流電源設備工事、非常用発電機設備工事などが行われる内容となっております。

それから「議案第109号」、空調設備（その1）工事につきましては、同様に令和8年1月30日までの工期となっております。コミュニティセンター大規模改修に伴います空調設備工事一式となっております。中央式空調機器設備工事、空調配管設備工事、空調ダクト設備工事、換気機器設備工事、換気ダクト設備工事、自動制御設備工事、その他撤去工事などを内容として工事を行う予定となっております。

○藤堂委員

仮にこの議案が通れば、もうすぐに発注して着工されるということなんでしょうか。

○契約課長

議決をいただきましたら、そのときをもちまして本契約となりますので、そこから工事のほうを進めていく形になります。

○藤堂委員

コミュニティセンター改修のスケジュール等々に、この議案が仮に通らなかった場合は、影響はどのぐらい考えられるのか、教えてください。

○契約課長

この工事につきまして、先ほど申しました令和8年1月30日までの工期としていきますので、それが議決を得られなければ、また発注の手续等が必要になりますので、終わりの工期がまた後ろに延びるといような形になります。

○藤堂委員

次の議会が3月なので、その分が延びることだと思うんですけど、仮に通らなかった場合、この「議案第109号」は100%が2者いましたということだと思うんですけど、入札をした側として、100%というのはあまり考えにくいかなという、不可解だなというのが一つあります。100%だったら入札しないというのが基本的な考え方と思っています。今回、それが2者であるというところで、考えられる点としては、先ほど兼本さんも言われた、もしかしたら積算とかにミスマッチがあったのではないかと、これも可能性にはなりますが、それ以外の可能性、談合があったんじゃないかと、この2点かなと思っています。

今回、私も総合的に判断できたらなあとは思っておりまして、飯塚市として、今後、100%入札があった際はどうか対応するのかというのは、一つの課題ではあるのかなと思っております。その点は、今回の件を踏まえて、担当課としてはどのようなお考えがあるのか、お尋ねいたします。

○契約課長

100%の入札があったことについて、予定価格と最低制限価格の範囲内で応札のあったところが落札となれるというような決まりがございます。

基本的に地方自治法施行令の中におきまして、落札者となる業者がいた場合については、それで落札者を決定しなければいけない。予定価格から最低制限価格の範囲内で応札してくださいとありますので、100%になったことだけを理由として、入札を中止したりとかいうことはできないものというふうに考えております。

先ほども申しましたように、100%入札するに当たって、業者間であったり、官製談合とかも含めまして、そういった法に触れるような事態が認められましたら、それについては、その理由を基に契約を仮にしても、契約を取り消すというよう形です。

先ほど、100%入札になったときに2者のほうから聞き取りをしたということで、これにつきましては、2者から談合情報等対応マニュアルに従って手続を行っておりますけども、それについて、市の内部に公正入札調査委員会と申しまして、総務部長を委員長とした組織がございまして、その手続の中で業者のほうから聞き取りを行い、その聞き取り結果を委員会の

中で報告を行って、最終的にその入札についてどのようにするかということを決定いたしております。

その中で、談合情報等対応マニュアルの中に示しておりますけれども、談合が行われたという事実が確認された場合については、その入札について中止するというような流れになりますけれども、中止というようなことがなければ、その入札の参加業者から誓約書を取って、その上で入札を実施するという形になっていまして、今回もその公正入札調査委員会の中で聞き取りの結果を報告し、その中で談合の事実が確認できないということで、入札を再開するということを決定して、その際に、各業者から、この入札に関し、後で談合の事実が判明した場合、この入札を無効とするという旨の誓約書を取った上で、入札を行っております。

○藤堂委員

規定に従ってお答えいただいて、ありがとうございました。

基本的に談合というのはなかなか立証ができないかなと思っておりまして。証拠がないんですね。証拠が出てこないの。だったら、100%の入札がありましたといった段階で、もうその時点で無効にするというのは、今後の課題であるかなというふうに私は思っています。なので、ちょっと今回は総合的に判断させていただければと思ひまして、意見とさせていただきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

コミュニティセンター大規模改修は、事業費は全体で幾らの見込みですか。

○生涯学習課長

今年度の事業費につきましては総額で13億8317万円となっております。

○川上委員

大規模改修が終了し、新たに供用開始するのはいつの予定ですか。

○生涯学習課長

工事が再来年、令和8年1月までの予定となっておりますので、準備期間を含めまして、中央公民館、サンクス等につきましては、1か月の準備期間を考えまして、令和8年3月から、中にあります飯塚図書館につきましては、開館準備に時間がかかることを見越しまして、令和8年4月からということを用意しております。

○川上委員

13億円の内訳について内容を伺います。

○生涯学習課長

この内訳でございますけれども、予算額で申しまして、工事請負費が13億7430万円、工事監理委託料が871万6千円、残りがごみ処理手数料で15万4千円、以上で合計13億8317万円でございます。

○川上委員

工区あるいは工事はどのように分けてありますか。

○生涯学習課長

工事につきましては、今回、契約議案で提案させていただいております2本に加えまして、今年度の発注見込みとして公表しております分で申し上げますと、コミュニティセンターの大規模改修の建築その1とその2工事の2本、そして、電気その1とその2工事の2本がございます。さらに給排水衛生設備工事がございます、もう1本が空調設備その2工事、一応、この6本が発注見通しという形で公表しているものでございます。

○川上委員

そうすると、発注予定8本のうち今回2本ということなんですね。そのうち空調について、

その2というのはいつ入札の予定ですか。

○生涯学習課長

その2工事につきましても、まだ具体的な発注の時期はございませんけども、一応、公表している時期としましては、第4四半期になりますので、年明けからという形で予定しております。

○川上委員

もうすぐじゃないですか。年明けと言ったら、2週間後ぐらい。

○生涯学習課長

時期につきましては、ちょっとまだ予定が固まっておりませんが、1月から公告で、実際の入札が2月にかかって行われるのではないかとこのように見込んでおります。

○川上委員

建築が1、2、電気が1、2、空調が1、2、今回の受変電が1つと給排水が1つという形ですね。

それで、受変電設備についてなんですけれども、これは議案では受変電設備工事とありますけれども内訳を見ると、受変電設備一式、直流電源設備一式、非常用発電機設備一式となっていますね。これはそれぞれどういう役割を果たすんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:56

再開 13:00

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

保留しておりました分について回答させていただきます。工事概要につきまして、まず、受変電設備でございますけれども、こちらは高圧受電し供給された電力を低圧の電力に変換して、建物内の各電気設備や機械設備等へ供給するための設備でございます。そのための工事でございます。

2番目の直流電源設備につきましては、非常用照明へ供給する電源装置でございます、停電時の蓄電池や蓄電設備などございまして、非常用設備は建築基準法で定められた設備でございます。

3番目の非常用発電機設備でございますけれども、こちらは屋内消火栓やスプリンクラーを運転させるための非常用電源でございます、こちらも消防法に定められた設備でございます。

○川上委員

現在はなくて、今回の大規模改修で新たに設置する物がありますか。

○生涯学習課長

今回はあくまでも大規模改修でございますので、今ある設備の改修となっておりますので、新しい物としては、大きな物は特にないというふうに認識しております。

○川上委員

今回、大規模改修でこれらの設備を一式入れ替えなければならないという理由は何ですか。

○生涯学習課長

こちらにつきましては、設置から長期間たっているというのがございますので、老朽化により、こちらでも毎年保守点検業者等も入っておりますけれども、機器の不具合の指摘をされておりますので、このまま放置しておくと、電気自体の供給ができなくなるおそれもあるという懸念もございますので、全部を入れ替えるものでございます。

○川上委員

どこで判断したんですか。

○生涯学習課長

判断と申しますと、先ほど申しました毎年の保守点検作業の中で、今後、機器等の不具合が生じるおそれがあるというような形を保守点検の業者等からも伺っておりまして、その検査報告等も伺っておりますので、あと、工事の一部でございますけれども、非常用の設備は、一部が、今年も不具合が認められた箇所につきましては、この改修工事までの間に必要ということで、仮設的な措置を施した場合もございますので、早急な改修や取り替えが必要だということ、私どものほうで判断したところでございます。

○川上委員

専門的な知識が必要でしょう。その専門的な知識をどこから得たんですか。

○生涯学習課長

私どもではちょっと詳細に分りかねる専門的機器もございますので、そういったところを、もちろん、業者のほうからそういった説明を受けるとともに、当然、工事一式で積算していただいている関係各課、建築課とも話しながら、この工事が必要ということで判断したものでございます。

○川上委員

そのくらいのことで入札の起案は通らないでしょう。必要性について起案文書に何て書いたんですか。大規模改修するから、この際、ここも一式変えておいたほうがいいんじゃないかと、長持ちしますよというような話じゃないでしょう。どういう起案で決裁を取って、この2億3650万円が本当に必要なんだということを証明しなきゃいかんでしょう。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:05

再開 13:08

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

今回の大規模改修事業につきましては、当コミセンが開館から28年が経過し、老朽化して、老朽化しておる施設設備を適切に管理して、開館当初から有する本施設の機能を維持して、この建物自体の寿命の残りの年も、安全で快適な施設として市民の皆様の利用に供するために、改修工事ということで実施をするものでございます。

具体的に施設を運用する中で、先ほど少し申し上げましたけれども、電気設備の関係でも、やはり実際に電気の供給を受ける設備の老朽化、不具合の指摘を受けているところもございまして、空調につきましては、実際に何回も施設内で止まっている部屋もございまして、その都度、スポットの改修工事をして何とかしのいでいる状況でもございまして、あと、トイレの衛生設備の詰まりや臭いの関係、そして排水漏れ、そういったもののいろいろな不具合が出てきておりまして、利用者の皆様からのいろいろな申出等もあっておりますので、そういったことを総合的に判断した上で、大規模改修が必要ということで、この工事を進めさせていただいているところでございます。

○川上委員

受変電設備は現在あるんでしょう。どこの製品ですか。何年たっていますか。

○生涯学習課長

申し訳ありません。細かい設備のメーカーまでは分かりませんが、当然、平成8年に開館した当初から設置している設備でございます。

○川上委員

どこの製品か分かりませんか。

○生涯学習課長

申し訳ありません。どこの製品まではちょっと把握できておりません。

○川上委員

どういう能力を持っているんですか。

○生涯学習課長

申し訳ありません。ちょっと細かい能力等を含めて、私どもではちょっと把握できておりません。

○川上委員

耐用年限は、平成8年からでしょうけど、何年なんですか。

○生涯学習課長

申し訳ありません、耐用年数も含めて、今ちょっと手元に資料ございませんので、お答えすることができません。

○川上委員

直流電源設備は現在もあるんでしょうか。

○生涯学習課長

現在もございます。

○川上委員

これはなぜ直流なんですか。

○生涯学習課長

申し訳ありません。ちょっと専門的なことになりまして、私のほうでそこまでちょっと勉強不足で理解できておりません。

○川上委員

コミセンは太陽光発電設備があるんですか。

○生涯学習課長

太陽光発電設備についてはございません。

○川上委員

どうして直流がいるんでしょうね。

先ほどと同じだけど、今、ここはどこの製品が入っているんですか。

○生涯学習課長

申し訳ありません。どこの製品かまではちょっと今把握できておりません。

○川上委員

ということは、耐用年限も超えているかどうか分からないですね。

○生涯学習課長

一般的な年限というのがございますけども、すみません、今、細かいところまでは、申し訳ありません、ちょっと把握できておりません。

○川上委員

これは入れ替えるわけでしょうか。

○生涯学習課長

新しい設備のほうに新設、入替えという形になります。

○川上委員

工事や作業にかかるお金もあるでしょうけど、相当な額ですよ、2億3650万円だから。それで、この処分はどうするんですか、現在、この3つは頑張っているわけでしょう。入れ替えます。これはどうするんですか。

○生涯学習課長

古い施設でございますので、古い設備については処理や処分されることになるかとは考えております。

○川上委員

3つの設備の処分費用も工事請負金額の中に入っているわけですか。

○生涯学習課長

そちらの分も含んでおります。

○川上委員

この3つについて、まともに答弁していただいているいらないんですよね。本当に替えないといけないのかどうかも説明が成り立っていないし、この設備を替えるというのに、その設備がどういう能力を持っているか、耐用年限がどうなっているか、どこの製品かも分からないということでしょう、発注する側が。誰か分かる人はいないんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:16

再開 13:19

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

申し訳ございません。詳細な内容まで答えることができる人間が、今、存在しておりませんので、ちょっとお答えすることができません。申し訳ありません。

○川上委員

答えられる人は飯塚市役所にいないんですよ。でも、入札したわけですね、仕様書をつくって。

それで、落札金額はここに書いてあるとおりになんですけど、92%なんですけど、2億1758万円ということになっていますよね。それで、契約に当たって内訳を示してもらわないといけないと思うんだけど、受変電設備、直流電源設備、非常用発電機設備、その他があると思うんだけど、内訳はそれぞれどうなっていますか。

落札した業者の内訳を知りたいわけですよ。札を入れたわけでしょう。その額になる内訳を知りたいわけですよ。これ以外もあると思うけど。

○契約課長

落札いたしました業者のほうの工事費内訳書について、まず、直接工事費について、電気設備工事1億3126万7633円。共通費において、共通架設費729万6917円。現場管理費3186万9847円。一般管理費等2736万5603円。以上、合計しまして工事価格が1億9780万円、これに消費税相当額1978万円を加えまして、合計が2億1758万円となっております。

○川上委員

そうしたら、先ほど言っていた3つの設備は、今の内訳のどこに入るんですか。

○契約課長

3つの設備につきましては、最初に申しました直接工事費の電気設備工事になります。

○川上委員

飯塚市役所は発注に当たって、自分ではこの入替えの必要性が分からないし、金額も、当然、分からなかったでしょう。設計金額はどうやって出しましたか。

○契約課長

設計にあたりましては、この工事に限らず、まず、公共工事設計労務単価や標準歩掛かり、それから物価資料に基づきます建設資材単価などを反映して、設計書のほうをつくっておりますので、そういった形で積算をしておるところでございます。

○川上委員

この工事に限らずということだったけど、この工事のことを聞いているんです。この発注に

つき、設計はどのようにして準備したかということを知りたいです。

○契約課長

先ほど申しましたことについて、この工事についても先ほど説明した形で積算をいたしております。

○川上委員

よく分かりませんでしたね。一般論と言われたので、聞き逃しました。

ここについてどのように設計を出していったかという、具体的な答弁はできませんか。

いつ、どういう業者に見積りを取って、それをどうこうしたとか、よくあるじゃないですか。何か遠慮することがありますか。

○建築課長

今回のコミュニティセンターの大規模改修工事に当たりましては、設計委託をにかけております。設計委託の履行期間といたしましては、令和5年6月9日から令和6年5月31日まで、受注者の株式会社曾根設計事務所に発注を行っております。その中で、建築の実設計図面、電気設備の実設計図面、機械設備の実設計図面、また、各工事の積算等の業務を行っております。

○川上委員

直工費の中に、この3つの設備一式が入っているわけでしょう。その見積りはどうなっていますか。

○建築課長

先ほど生涯学習課長が答えたとおり、それぞれ受変電設備、直流電源設備、発電設備という、各項目ごとに見積り等をいただいたものになっております。

○川上委員

設計した業者はどのようなふうに設計したんでしょうね。どのようなふうにこの金額を出したんでしょうね。

○建築課長

機器類に関しましては数者から見積りを取って、また、配管類等に関しましては図面等から拾い出し、また、現地のほうの調査をもって、図面の作成と見積り書の作成を基に、私どものほうで単価のほうを、また入れ直したというような手続になっております。

○川上委員

設計をやってくれた業者はどのようにこの設備について見積りを出してきたのかと言っているわけですよ。

○建築課長

現地の調査に基づきまして、また、取り替えるべきものは取り替えるというような形で、見積りや設計の提出を受けております。

○川上委員

それは当たり前じゃないですか。現地を見て、取り替える物は取り替える。取り替えない物はないじゃないですか、この設備については。

この請負ってくれたところは、先ほど言った質問に全部答えられるわけでしょう。私が聞いたじゃないですか、どういう能力があって、どこの製品で、耐用年限はというやつ。曾根設計が全部把握したんでしょう。その報告をあなた方にしているんじゃないんですか。だからあなた方は、どこの製品かも分からないし、能力も分からないし、耐用年限も分かりませんか。でも、税金をかけて設計してもらった業者からは、それが来ているはずですよ。こういう物なんだけど、こういう理由だから、全部リプレースしないといけないとか。成果品の中にそういうことを書いていないんですか。

○建築課長

能力につきまして、メーカー名までは記載はございませんが、能力等の仕様につきましては、改修前と改修後の物は、図面のほうには記載をされております。

○川上委員

ちょっとそこを紹介してください。メーカー名が書いていないというのはちょっと解せないけど。あなた方の目の前にあるから分かると思ったのか。メーカー名を書かなければ、部品の交換で済むかどうか分からないんじゃないですか。ここのユニットだけ変えてしまえば大丈夫とか、あるいは、もうそれは作っていませんとか、在庫もありませんとか、ちょっと説明してください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:31

再開 13:38

委員会を再開いたします。

○建築課長

こちらの議案に至る前に、既に発注でお示ししておりました図面を基に入札が行われて、その結果、今回の議案になっております。その中で、今回、受変電設備といたしましては、1250KVAの機器を7台、そして直流の物につきましては30アンペアの54セルの物を制御弁式据置鉛蓄電池として交換をいたします。また、発電機といたしましては、1250KVAの発電機を交換するようにしております。

○川上委員

先ほど聞いて答えられなかったことは、それには記載がないということですか。

○建築課長

メーカー名までは記載はございませんが、機器の能力は記載しております。改めて、新規に設置する分も、機器は大体こういった能力の物を設置してほしいということで、図面のほうには記しております。それと、機器の耐用年数につきましては、電気設備の更新の推奨の期間といたしましては、15年から20年が推奨期間ということで、今回のコミュニティセンターの物につきましては建設から28年は過ぎておりますので、更新の時期ではあります。

○川上委員

今までのやり取りの中で、設計はしっかりしています、入札側も内訳書をきちんと示しています、内容が分からないのは飯塚市役所、という感じですね。

それで、「議案第109号」に関わりますけども、この空調設備（その1）工事なんですけど、その2は、年明けの早いうちにといい感じでしたけど、予定の事業費は幾らですか。

○生涯学習課長

先ほど申されました空調設備（その2）工事に関しましては、発注見通しが1月から2月ということでご答弁申し上げましたけれども、まだ入札前の段階でございますので、金額等はお示ししていないところでございます。

○川上委員

建築の1、2、それから電気の1、2、空調の1、2と来るわけでしょう。その1、その2と。

先ほど、あなた方は、業者が談合とかいうのは否定したということだったので、談合しやすい環境が生じていないかという心配をして聞いたわけです。それで、空調設備については、中央式空調機器設備工事一式、空調配管設備工事一式、空調ダクト設備工事一式、換気機器設備工事一式、換気ダクト設備工事一式、自動制御設備工事一式、撤去工事一式ということになっていますね。これが分かるように、内訳について先ほどと同じように説明してもらえますか。

○契約課長

空調設備（その1）工事について、業者のほうの工事費内訳についてお話しします。

まず、直接工事費として、空調設備工事3億80万円、共通費としまして、共通架設費920万円、現場管理費3200万円、一般管理費等3300万円、合わせまして工事価格は3億7500万円、それに消費税相当額3750万円を足しまして、工事費が4億1250万円となっております。

それから、直接工事費3億80万円の内訳といたしまして、直接架設工事費が800万円、空気調和機器設備工事が8500万円、空調配管設備工事が5200万円、空調ダクト設備工事が2500万円、換気機器設備工事が1350万円、換気ダクト設備工事が770万円、架設取り合い改修工事が660万円、自動制御設備工事が8800万円、撤去工事が1500万円、合計で3億80万円となっております。

○川上委員

これは設計委託か何かを出していたわけですか。

○契約課長

こちらについても設計委託をして設計がなされております。

○川上委員

委託先はどこですか。

○生涯学習課長

先ほどと同じで、株式会社曾根設計事務所でございます。

○川上委員

その設計は一括発注なんですか。それぞれ入札で曾根さんが取ったんですか。

○生涯学習課長

コミュニティセンターの大規模改修事業として1本で発注して、入札によって決まったものでございます。

○川上委員

分かりました。改修工事の設計は1業者が行い、そして、工事は8つに分けて、そのうち2、2、2の6、プラス1、2があって、8つですよということなんですね。

それで、先ほど質疑答弁を聞いておって、100%で応札して、くじ引きということでしょう。この結果を見て、公正入札調査委員会で諮ったわけですか。

○契約課長

そのとおりでございます。

○川上委員

談合情報があったんですか。

○契約課長

談合情報というものが1件寄せられております。

○川上委員

そうすると、公正入札調査委員会は、100%落札、くじ引きということで事案として取り上げたのか、談合情報があったから事案として取り上げたのか、あるいは両方なのか、教えてください。

○契約課長

ちょっと分かりにくくなるかもしれないので、経緯を時系列でお話をさせていただければと思います。

まず、コミュニティセンターの空調設備（その1）工事については、9月13日に公告を行いまして、9月27日に入札参加資格審査申請書の提出を締め切りまして、入札日を10月8日といたしておりました。

申請については2者から出ておりましたが、10月8日の入札会におきまして、それぞれ

2者の応札金額が、予定価格の範囲内ではありますが、非常に高い応札額、予定価格と同額であったことから、内部で定めております談合情報等対応マニュアルに基づきまして、談合の疑いがある入札が行われた場合の対応として、入札を一旦保留し、その場でそれぞれの業者に個別に事情聴取を行っております。

事情聴取を行った結果、談合があったと認められる事実の確認ができませんでしたので、入札日の翌日、10月9日に公正入札調査委員会にこの旨を報告いたしました。

その際、公正入札調査委員会の開催の時間中に、この入札に関して情報提供があるということで、第三者からの申出がありまして、それで一旦、公正入札調査委員会を保留といたしまして、申出者のほうから事情を伺っております。その申出の内容といたしましては、話し合っただけで応札するというようなことを聞いたというような情報でありましたので、その調査を行った上で、その申出につきましても、聞いたということで具体的な証拠なども特にございませんで、談合があったという事実の確認には至りませんでしたので、その確認を含めて、改めて10月9日、また、さらに翌日の10月10日に公正入札調査委員会を再開し、そのことも含めて報告を行っております。

その中で、予定価格のこと、それから、談合の情報につきましても談合の事実が確認できなかったということで、さらに翌日の10月11日に、入札誓約書を業者2者に提出させ、入札を再開して落札者を決定したという流れになっております。

○川上委員

10月8日の件ですけれども、2者とも高い予定価格で同一の応札があったと言われましたけど、両者とも予定価格と同額の応札だったんですか。

○契約課長

そのとおりでございます。

○川上委員

ということで、公正入札調査委員会事案になるわけですか。

○契約課長

本市は談合情報等対応マニュアルを定めておりますが、その中で、基本的な対応といたしまして、疑いがある入札が行われた場合という項目がございまして、その中に、2つ書いてございまして、「(1) 入札価格等に同一性、規則性及び類似性が認められる場合。ただし、最低制限価格制度を採用する入札にあつて、最低入札者の入札金額が、最低制限価格と同額の場合はこの限りでない。(2) 前号に掲げるもののほか、談合等不正な入札の疑いがある場合」ということで、疑いがある入札が行われた場合の対応として規定してございまして、ただいま申しました(1)で、入札価格に同一性が認められたため、このマニュアルに基づいて公正入札調査委員会のほうで対応いたしております。

○川上委員

100%だから、予定価格と同一だからということの問題にしていけないということですか。2者が同一の応札価格だったということが問題なんですか。

○契約課長

予定価格と同額というのは、今回については、最初は談合情報等も特にございませんでしたので、2者の金額が同一であったということで対応いたしております。

○川上委員

これは、予定価格の100%ではなくても、仮に92%でも、2者が同一価格であった場合は、この委員会の取扱い事案になるという意味ですか。

○契約課長

例えば、92%、最低制限価格でそろった場合については、当然、除外いたしますし、それよりも上のところで同額になっていたということでは、この談合の対応には当たらないと。今

回については、100%の金額で2者が同額でそろったというところで、この対応を行っております。

○川上委員

そうしたら、対応の基準と少し違う対応をしたということですか。規則性とか、同一性とか言うじゃないですか。その中には、100%とかないないでしょう。今回は100%を問題にしたわけですか、100%を。

○契約課長

先ほど申しました規則性などは、例えば、金額が10万円ずつのような形で、きれいに事前に話し合っただけではないかと思われるような、規則性のあるような入札の場合は、当然、そういう疑いがあるということもあると思いますが、今回については、100%の入札で2者がそろっていたからということで対応を行っております。

○川上委員

少しかみ合わないところがあるんだけど、先ほど紹介されたものとしては、同一性、規則性と言われたでしょう。今回の場合は、そろっていますというのはそろっています。しかし、そろっているんだけど、100%でそろいましたということでしょう。100%を問題にしているわけでしょう、今。でも、基準には100%が問題だとは書いていないでしょう。だから、基準と、今回、委員会取扱い事案にする動機が少し違うように思うけど、そこはどうなんですか。

○契約課長

同一性、規則性というところで、もっと多い業者で全部がそろっているとかいうことであれば、書き方として同一性、規則性、類似性ということで記載しておりますけども、まず、疑いがある入札が行われた場合ということで、その入札の応札の結果を見て、それに談合などの疑いがあるかどうかというところが、まず、あるかと思しますので、例えばもう少し低いパーセンテージでそろっていても、その入札の形態から見て談合が疑われるような状況があれば、それについても、この調査委員会の対象になるのではないかとこのように考えております。

○川上委員

そうすると、今回の場合は、どういうことなのかなと思うんですよね。基準には、同一性、規則性、類似性と。ここには100%というのは、予定価格と同一というのは書いてないんだけど、今回の場合は100%だったということで、98%ではなく100%だということで着目したということをおっしゃっているんですか。だとすれば、基準がおかしいということになりますね。100%とかいうのは取り上げる事案ですということを書いていないということは、基準がおかしいということになりませんか、基準が不十分だということになりませんか。

○契約課長

今回の調査委員会に諮ったことで、まず、基本的な対応として、2つのパターンを想定して、まず1つは、談合情報などがあって通報を受けた場合の対応、それと、入札の結果を見て談合が疑われる場合と、2つのパターンを考えておるところですけども、今回については通報がなく、疑いがあると。予定価格と同じだったということでしております。ただ、ほかの金額であっても、先に通報があっておりましたら、また別途決まりがありまして、その中では、同額、またはこれに極めて近い落札予定金額を示しているというような基準もございますので、そのような形で実際に談合が疑われる状況にあるかというところが、判断基準になるということで考えておりますので、この基準でおかしいというふうには考えておりません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:00

再開 14:09

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

公正入札調査委員会を前に、100%で応札した2つの業者に確認したけど、談合について確認できなかったということですね。どこで、どのように、聞き取りを行ったのか。まさか、両者一緒ということはないと思いますけど、具体的に聞かせてください。

○契約課長

聞き取りにつきましては、入札が行われた同日に、個別に事情を聞いております。市役所の入札室におきまして、それぞれ2者に、入札を保留した後で、公正入札調査委員会の委員長である総務部長に報告した上で、この入札についてということで、談合情報等対応マニュアルに沿った対応を行うということを決めて、1者は外に出していただいて、個別に事情を聞いております。

筑豊冷機・内山空調につきましては10月8日火曜日の14時から、それが終わりました、豊熱・高木冷機のほうにつきましては14時15分から事情を聞いております。

○川上委員

ということは15分聞いたということですか。2つ目も15分ぐらいですか。

○契約課長

同じ程度の時間で行いました。

○川上委員

どうやって聞いたんですか。

○契約課長

契約課の課長補佐、それと工事契約係長の2名で聞いております。

○川上委員

談合した場合はどうなりますか。「談合しました」というふうに業者が答えた場合は、どうなるんですか。

○契約課長

談合の情報が認められた場合につきましては、これについても談合情報等対応マニュアルで取扱いを決めております。談合の事実が確認された場合は、入札の執行を取り止めるものとするようになっております。

○川上委員

仕事がしたいので談合したわけですから、「談合しました」と言うわけがないですよ。

それで、公正入札調査特別委員会の流れなんだけど、その途中で、もう一本筋が入ってくるわけでしょう、談合情報という。この談合情報は、先ほどのお話では、電話とか文書ではなく、申出があったと聞こえたけど、第三者が来たわけですか。

○契約課長

電話があって、その後、実際に庁舎にお越しになっています。

○川上委員

必ず真実を聞けるとは限りませんが、当事者の2者が否定している中で、第三者が電話をかけて市役所まで来て、談合情報を言うと。どういう情報だったんですか。

○契約課長

この入札に参加している構成員の人から話合いだというようなことを聞いたというような内容でございます。

○川上委員

その情報に基づいて、2者に対して、「こういう話を聞いたけど、どうか」という行為はしたんですか。

○契約課長

そこで、どの人から聞いたという具体的な構成員の方の名前が出ましたので、その方をまた別途呼びして、事情を聞いております。

○川上委員

当事者の関係者ということですか。第三者の次に会った人というのは。応札した業者の中の人ということですか。

○契約課長

応札した業者の構成員の方です。

○川上委員

4者のうちの1者ということですか。1者の関係者ということですか。

○契約課長

4者の中の一つの方ということです。

○川上委員

談合しましたと認めましたか。

○契約課長

そのようなことはないということでした。

○川上委員

しゃべるわけがないですね、普通。そうすると、せっかくの談合情報に基づく行為としてはそれが一つと。

ほかはどういうことをしたんですか。

○契約課長

情報提供者のご本人から、また詳しいをお話をお伺いして、その後、先ほど申しました構成員の方から、またお話を聞いただけということです。

○川上委員

この2者の関係者に事情を聞いて、また第三者に「こう言っていますよ」というようなことで、「もう少し聞かせてください」と聞いて、そして、さらに応札の2者にそれぞれ話を聞いたということですか。こういうやり取りがあったけど、本当はしたんじゃないのかと聞いたわけですか。

○契約課長

そのあとに、また2者に聞いてはおりません。

○川上委員

最初、基準に基づいて2者に100%応札は大丈夫ですかと聞きましたと。「大丈夫です」、「やっていません」と言っていると。それで、委員会をやっているときに、第三者が今度は談合情報を持って来ましたと。その情報元はなんですかと聞いたら、この構成の4者のうちの関係者のどれか一つと。じゃあちょっと聞いてみました。「やっていません」、「そんな情報はありません」と。それで、後は何もしていないということなんですね。

談合情報が寄せられたので、警察への通報、情報提供はどうしましたか。

○契約課長

この一連つきましては、公正取引委員会、それから、捜査機関であります飯塚警察署の刑事第2課に通報を行っております。この内容について、飯塚警察署からは10月23日に内容の問合せがあつておまして、公正取引委員会からは11月6日に内容、経過について確認があつておりますが、それ以降は特に何もあつておりません。

○川上委員

福岡県建築指導課には情報提供はしていませんか。

○永末委員

行っておりません。

○川上委員

どう理由でしょうか。

○契約課長

談合情報等対応マニュアルに基づきまして、公正取引委員会、それから捜査機関への通報となっておりますので、その2者に通報を行っております。

○川上委員

福岡県建築指導課に情報提供する案件ではないかと思うんだけど、そうではないんですね。

○契約課長

今回については通報を行っておりません。

○川上委員

通常は行っているのではないんですか。

○契約課長

マニュアルに基づきますと、通報する相手については、公正取引委員会及び捜査機関というふうになっております。

○川上委員

今、飯塚警察署が受理をしている段階ということですか。

○契約課長

警察のほうには通報して、内容の問合せもあっておりますので、受理はしていただいているものと考えております。

○川上委員

飯塚警察署があなた方に、こういうことで捜査を始めましたということは、言うわけがないと思うんですけど、現在、捜査中であることが想定できますか。

○契約課長

特に情報が入っていませんので、状況は分かりかねます。

○川上委員

先ほど、この4者の中で、談合等によって不正、不誠実な行為によって指名停止を受けたことがあるというのが、5年以内ということで1者ありましたね。5年以内というふうに言わなければ、8年以内ということであれば、双方に国・県・市の指名停止を受けたところがあるのではないかと思うけど、ちょっと確認してください。

○契約課長

今、その情報を持ち合わせませんので、すぐにはちょっと確認できません。

○川上委員

先ほど答弁があった構成員とは違う、もう一方の側の中に、国の九地整の指名停止を受けたことがあるところがないですか。知っていると思いますけど。

○契約課長

申し訳ございません。今、どういうのがあったのかというのはちょっと思いつきません。

○川上委員

こういう事態が生じて、こういう事態というのは100%で応札があり、くじ引きでどちらかが取りますという事態があり、しかも、それが事実かどうか、今、未確認だけど、談合情報の提供もありましたと。そういう状況の中で、警察とはまた違った立場ですよ、発注者としての立場にあるんだけど、状況によっては、不正、不誠実で、契約の問題もあるんだけど、指名停止とかいうことがあり得る局面にならないとも限らないと思うんですよ、私は。

可能性の問題としては、現在、警察が捜査を始めているかもしれないと。公正取引委員会は受理したらどうするか分かりませんが。

それで、100%入札のことについては、実は先ほどありました、鎮西小中一貫校の体育館

の2つの工区を除く5つの校区で、私は新しい形の官製談合の形が編み出されているのではないかという指摘したんだけど、これについては、昨年2月27日の新体育館をめぐる100条調査特別委員会の中で、久世副市長が、「鎮西小中一貫校の入札のときには、私、契約課長として、確かにあのときの全工区が100%、議員のほうから、これは新たな官製談合の形だと、実際厳しい発注の中で、あのような発注をした市にも確かに課題があったのは、私も非常に自覚しているところがございます」というふうに発言されています。

そういった点では、先ほど言われた基準の中には100%という数字はないけれども、この間の飯塚市発注というか、特別に教育委員会が関わる公共施設の発注については100%が続いているわけですよ。98点とかいうのもあります。ほかのところにもないわけではないけれども、教育委員会の中でこれが続いているというのは特徴になっているんですよ。これは別の機会に指摘したことがあるけれども。そういった点では、私は100%ということに着目して、委員会に事案で取り上げたのは正しいと思うけど、そうであるならば、議案に出さんだろうという気はするわけですよ。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

少しだけ質問させてください。今、同僚委員のほうからもいろいろありまして、状況が大分分かったんですけど、まず一点は、最初から申し上げているように、競争環境という部分で、しっかり市のほうができるだけ工夫をやったのかということを確認をしたいんですけど、先ほどから申し上げているように、予定価格と今回は同額であっているわけですけど、その予定価格に関しては、先ほど、契約課長のほうからは、積算としてそういった数字が出てくるということはおかしいことじゃないといった趣旨のことがちょっとあったかと思うんですけど、その一方で、今回もこれはこれで実際に生じてしまったことではあるんですけど、例えば、今回の空調工事に関しまして、実際の入札のシステム上で拝見しますと、2023年、2024年に関しては、7件の空調工事のほうが実際に落札されているんですけど、ここに関して、今回の分を除きますと6件になるんですが、この6件において、やはり同じように100%で入ってきたということはあったんでしょうか。

○契約課長

過去の空調工事の中で100%があったかどうか――。

○永末委員

分かりにくかったですね。実際に今回の件を除きますと、2023、2024年で6件の空調工事の落札があっているんですけど、実際の落札額というのは、最低制限価格なのか、または同じように予定価格で落札されているのか、その辺りの説明をしていただけますか。

○契約課長

具体的に、個別に、どれが、幾らの金額で落札されたというのは、今すぐにはちょっと分かりませんが、100%で入った入札はなかったということです。

○永末委員

これは、6件とも全部、最低制限価格で落ちています。今回の一般競争入札のJVに関してだけ予定価格で入っていますので、ここに関してもいろいろな状況の一つの判断基準となってくるんじゃないかと思います。

それで、もう一点だけ、先ほどから競争環境という部分で、これはもともと、応札できる可能性のある特定のところが2者ということだったので、そこを拡大できないかというところで、課長のほうから一貫して、市外業者を入れるということに関しては、やはり市内業者をできるだけ優先していきたいというところで答弁があっていたかと思うんですけど、例えば、今回はJVなので、代表の会社というのに関しては市内プラス市外、もう一個の構成員に関しては市

内業者に限るということで、実際に、企業局もそういった形で発注されているんですね。先ほど幾つか紹介しましたけど。

なので、そういった部分では、必ずしも代表の会社のほうに市内業者プラス市外業者で、経審の点数とかも加えていますので、そういったところを加えることというのは、一部、市内業者だけではない状況にはなりますけど、全体として市内業者はきちんと入っていますので、そういったことは考えるべきではなかったのかなと思うんですけど、そこはどう思われますか。

○契約課長

市外業者を入れているということは、その中に市内業者だけではできないものがあるか、市内業者だけでは1者しかいない場合にしているものではないかというふうには考えるんですけども、同じ答弁でありますけども、市内業者でできる工事については市内業者に発注するというところで行っていきたいと考えております。

○永末委員

最後にしますけど、となりますと、あくまで市内にこだわるということだと思んですけど、今回は第2希望という部分は検討されなかったんですか。第2希望まで拡大するという部分に関しては。

○契約課長

まず、定めております基準の中では、1者にならなければ、2者いれば、そのままその業者でやるという決まりがあるのが一つと、第2希望を入れてということですけども、やはり、市の工事に指名業者として登録されている業者さんは、工種は1工種というふうに限っていますので、第2希望ということは、第2希望の業者さんは、別に第1希望の業種があって、そこで入札に参加しているということですので、やはり、1つの工種でしか登録できない中で、しかも2者いて、基準の中では2者でやりますとなっておるときに、第1希望業種に第2希望業種の業者を入れるというのは、やはり、第1希望業種の業者さんにしてみれば不公平ではないかというところがありますので、それについては第2希望業種の業者がいるというのは把握しておりますけれども、第2希望業種を加えるということには行わないように決定したということでございます。

○永末委員

行えないように決定したというのは、どこで決定したんですか。

○契約課長

工事の発注につきましては、業者選考委員会で協議を行いまして、協議結果を市長に答申をして、決定をいたしております。

○永末委員

状況は分かりました。ただ、私としては、申し上げているように、しっかりと競争環境というのをつくっていくべきだと思いますけど、今回の事案を受けて、今後、何か変えていこうみたいなどころはあるんですか。

○契約課長

今回、2者が100%の入札ということで、それ自体については、決まりの中で応札している金額でありますので、談合等がなければ特に問題になることではないとは思いますが、やはり、2者であったということで、競争性がもう少し確保できたんじゃないかという課題は認識しておりますので、今後、そういった入札をする場合の条件や基準は、さらに競争性が高められるような仕組みを考えていきたいというふうには考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「議案第108号」並びに「議案第109号」に反対の立場から討論を行います。

コミュニティセンターの大規模改修工事は総事業費約13億円をかけて、市の長期計画に基づいて進められているものです。執務室フロア、各階のトイレ、音響、空調など、老朽化により一部に不具合が生じており、今回の大規模改修には市民の要望を的確に反映して進められるべきものです。

この大規模改修は、委託した設計業者が全体について設計図書を出し、本市がこれに基づいて建築2、電気2、空調2など、8工区を予定しているものです。今回、「議案第108号」は受変電設備ほかの工事、「議案第109号」は空調（その1）工事であります。その2については年明け1月にも発注予定という状況です。

これらの工事が適正に行われることが期待されるわけですが、その入札において、予定価格100%での応札、空調設備（その1）工事。また、受変電設備工事については、工事の内容を発注者が把握していないということも明らかになっており、ここには様々な不適正な事態が生じ得る隙間が既に本市の中にあつたのではないかと思うわけです。

とりわけ、空調設備（その1）工事について、予定価格100%での応札、同一価格での応札という事態の中で、事情聴取を行い、公正入札調査委員会の開会中に談合情報も寄せられるという事態が生じ、この点については、現在、飯塚警察署で受理されて、捜査が期待されているところであります。また、公正取引委員会にも、本市から情報提供しておりますけど、これについてはまだ動きが分からないということです。

こうした状況の下で、やみくもに「議案第108号」、「議案第109号」を可決することは、そもそものコミュニティセンターの大規模改修工事を適正に進めていくということとは矛盾が生じると思いますので、私はこの2つの契約締結議案について賛成できません。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○田中博文委員

私は、「議案第108号」、「議案第109号」に賛成の立場から討論させていただきます。

まず、この2つの契約締結議案ですけれども、条件付き一般競争入札に基づいてやられております。予定価格、最低制限価格を公表した上でやっていますので、92%同額でくじ引き、予定価格100%同額の2者でくじ引きと。これは、当然、想定されることであって、その後、100%の2者の入札については、いろいろな情報があつても、ちゃんとそれなりにルールにのっとり対処されていますので何ら問題はなく、これは、今の現状では正当な入札と、私は思っております。

ただ、この入札のやり方、あと、いろいろな工事の発注の仕方とか、いろいろなことがございますけども、あくまでも福祉文教委員会の中では、契約案件がどうだったかという審査ですけど、今、ちょっと所管外ですけども、契約課長と建築課長が来られていますので、まず、建築課長のほうには要望とすれば、ちゃんとした工事を発注するときに、適正な金額をはじき出せる職員がおられるのか。あと、工事を受けた業者がちゃんと設計図どおりにちゃんとした工事ができたのか。それは、建築のほうでそういった人材を飯塚市の体制として、まず整えるべきじゃないかと思えます。今もやっておられると思えますけども、今以上にちゃんとしたそういう体制を取って、地元業者でできるところは地元業者でということを書いてありますので、地元業者にさせるためにも、行政側が業者の足りないところに対してはちゃんと指導して、力をつけさせると。どこに発注してもちゃんとした工事ができますというぐらゐの体制づくりをして、工事を進めていただきたいと思えます。これはちょっと所管外のことで申し訳ないですけども、何らやっていることに後ろ指を指されることもないし、自信持って、そういった形でやっていけるように、建築課と契約課の方はちょっと申し訳ないですけども。

あと、今後、こういう形は想定できることですので、それに対して、委員長はいろいろと進め方が大変だと思いますけども、あまり行き過ぎないような形で聞かれる部分はいいですけども、そのところの交通整理もお願いして、私の討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「議案第108号 契約の締結（コミュニティセンター大規模改修（受変電設備）工事）」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第109号 契約の締結（コミュニティセンター大規模改修（空調設備・その1）工事）」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成少数。よって、本案は、否決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 14：43

再開 14：54

委員会を再開いたします。

次に、「議案第110号 財産の取得（小学校教師用指導書）（追認）」及び「議案第111号 財産の取得（小学校教師用指導書）（追認）」、以上2件については、関連があるため、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校教育課長

「議案第110号及び議案第111号 財産の取得（小学校教師用指導書）（追認）」についてご説明いたします。

議案書40ページ及び41ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、当該議案2件は、いずれも市立小学校における学習指導用として、小学校教師用指導書を財産として取得するものでございます。

議案書40ページ、「議案第110号」につきましては、取得する財産、小学校教師用指導書704冊、取得価格3470万6430円、契約の相手方、飯塚市飯塚18番7号、株式会社元野木書店、代表取締役元野木治比古。契約の方法は、随意契約となっております。

次に、議案書41ページ、「議案第111号」につきましては、取得する財産、小学校教師用指導書512冊、取得価格2524万1040円、契約の相手方、飯塚市忠隈367番地3、太田書店、太田直子。契約の方法は、随意契約となっております。

ただいま、ご説明いたしました議案2件につきましては、11月12日の福祉文教委員会で報告させていただきました不適切な事務処理により、地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に反し、予定価格2千万円以上の財産の取得について、議会の議決を経ないまま契約し、支出を行ったものでございます。

これらの財産の取得について遡って有効なものとするため、追認議案として改めて市議会の議決をいただきたく、地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき提出させていただいているものでございます。

以上、簡単でございますが、「議案第110号」及び「議案第111号」についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

今、課長のほうから、この契約を有効なものにするためと言われていましたが、現状は、どのような状況になっているんですか。

○学校教育課長

現在は契約は無効という状態になっております。

○兼本委員

この前の議運でしたっけ、武雄市の判例に基づいてというようなお話でしたよね。

これは私の考えなんですけど、例えば、今、無効と言われましたでしょう。無効であった場合には、民法第119条で、無効な行為は、追認によっても、その効力を生じないというふうになっているんですね。ただし、当事者がその行為が無効であることを知って追認をしたときは、新たな行為をしたものとみなすというふうになっています。無効ということになると、追認しても、今からしか始まらないということになりませんか。そこについて、お考えはどうですか。

○学校教育課長

追認につきましては、民法では、主に契約行為におきまして、一般に過去に遡って認めること、法律行為の効果がなく、それに効果を生じさせる意思表示のこと、または、瑕疵、欠点のある行為の効果を、事後において、証人の意思表示により、補充する行為を言うとの解釈がございしますが、地方自治法には追認に関する定義等がございません。

地方自治法の判例や、本市と同様の不適切な事務処理が判明した自治体での提出議案におきまして、追認という形で議案が出されているというところがあり、今回においても、追認という形で議案を提出させていただいたものでございますが、本来、議案を提出すべきときより遅れた現時点での提出となりましたため、現在、無効である契約につきまして、遡って議会の承認を頂きたいというところで、追認ということで議案の提出をさせていただいているところでございます。

○兼本委員

それはあれですか、武雄市の判決はそのような形ですか。当然、武雄市の判決を持ってこられるということは、ご理解されてのことですよ。

武雄市は、最初佐賀地方裁判所で、四億何千万円の契約は無効じゃないかということ等を含めて、訴訟が行われたんですよ。そして、第1審では住民請求権が認められたんですよ。第2審では違うでしょう。控訴審なんですか。理由はなんですか、これは。無効とか言っていないですよ。この契約は瑕疵のある契約だと裁判所は認めているんですよ。ということは、無効ではないんじゃないんですか。これを無効ということで議案を提出すること自体がおかしな話になるんじゃないかと思うんですが、どうですか。

○学校教育課長

申し訳ありません。委員の申されましたとおり、当初の回答では無効という形で回答させていただきましたけれども、現在、瑕疵がある状況であるというところで、ここを治癒することによりまして、追認を頂いて、今は瑕疵のある契約を有効なものとしてさせていただくために、今回、追認という議案を提出させていただくということで、訂正をさせていただきたいと思っております。申し訳ありませんでした。

○兼本委員

分かりました。訂正していただけるということによろしいわけですね。

それで、今、言われている瑕疵のある契約の瑕疵を治癒するために、裁判所は、追認を議会がすれば、瑕疵が治癒されるんだということを言われているので、今回、この議案を提出され

たということですよ。そういうことですよ。

でも、裁判所はもう一つあるんです。控訴審の中で、武雄市は契約者が市長だったんですね。飯塚市は契約者がどなたになられるんですか、今回。

○学校教育課長

飯塚市長となります。

○兼本委員

それで、この契約が議会の承認を得なかったということには、第2審も市長の過失を認めていませんか。どうですか。

○学校教育課長

先の武雄市の判例によりますと、第1審につきましては、市長に過失があるというところで判決が出ております。控訴された第2審におきましては、まず、第1審から第2審の間に、議会において、追認の議案が提出されまして、追認が認められたことから、この契約については遡って認めるというところで申しております。といった形で出ていると思われま。

○兼本委員

今、判決文を持ってありますか。控訴審での「当裁判所の判断」というところがあるでしょう、第3の2番目の原判決。原判決というのは第1審のことでしょう。事実及び理由の第3の1ないし4を引用するとなっているんですよ。ということは、1から4までは第2審も認めていますよということを言っているんじゃないのかなと私は思うんですが、どうですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:06

再開 15:09

委員会を再開いたします。

○学校教育課長

第2審の「当裁判所の判断」の中で、「原判決「事実及び理由」の第3の1ないし4を引用する」とありまして、この「4」というのは、第1審の判決の中のものなんですけれども、その中に、「Aには、議決を経ずに本件契約を締結したことについて、過失があると認められる」、「A」というのは市長に当たるわけなんですけれども、これにつきましては第2審についても、そのまま生きているということで出されております。

○兼本委員

そうですね。前回、議会運営委員会の際に、教育長が謝罪されましたが、市長に責任はないのでしょうか。

○武井市長

議会では、教育長のほうが執行機関ということで陳謝をされました。当然のことながら、委員がおっしゃいますように、私が市の代表でございますし、最終的な責任者でございますので、責任はございます。心からおわびを申し上げるところでございます。

○兼本委員

本当はこういうことがあってはいけないというところなんです。今回は私ども、議会が追認するというので、この契約自体の瑕疵が治癒されるという判例の下、提案されているということで、僕は正直言って、言っている意味が、今まで議案提出のときからずっと分からなかったんです。それで、もう1回確認しようと思って、今、聞きました。確認をしました。

そうすると、やはり、執行部もしっかりその判例を使ってやろうというんだしたら、内容を確認した上でそれを当てはめて、議会、市民に説明していただく義務が僕はあると思っていますので、もっとしっかり分かりやすいような議案の提案等を今後していただきたいと思っておりますので、そういうことをすれば、こういう間違いも起こらないと思っております。なので、その

辺りをしっかりとやっていただきたいということを要望いたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

最初に、出ていない議案について言うのはあれですけども、市長及び教育長に関する、この件についての処分の考え方はどうなっているのでしょうか。

○委員長

川上委員、この件については出していないので、議案ではないので、執行部も答えること——。（発言する者あり）出していない議案と言われました。ご自身で出していない議案なんですけどというふうに。

暫時休憩いたします。

休憩 15 : 12

再開 15 : 21

委員会を再開いたします。

○教育部長

ただいまの委員のご質問につきましては、教育委員会、また、教育部のほうからはちょっと答えられる立場ではございません。

○川上委員

地方自治法違反、市条例違反状態に、今、まさにあるという点でいえば、市長、担当副市長、教育長につき、処分を検討しておいてしかるべきかと思うわけですね。

それで、この元野木書店、それから太田書店関連のそれぞれの契約については、いつ契約したんですか。

○学校教育課長

令和6年4月1日でございます。

○川上委員

それぞれ同日に契約したんですか。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

○川上委員

品物の受渡しはどうなっていますか。

○学校教育課長

商品については、それぞれの取次所のほうから学校のほうに納入させていただいております。

○川上委員

取次所とは何かお尋ねします。

○学校教育課長

教科書等を各学校のほうに供給するための書店でございます。

○川上委員

その取次所とは元野木書店と太田書店のことを言われているんですか。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

○川上委員

なぜ、取次所と言うんでしょうね。契約相手でしょう。

○学校教育課長

教科書は、教科書の出版社のほうから各学校に配付していく際に、その取次所を経由して配付するようになっておりますので、その元野木書店と太田書店につきまして取次所といった言

い方をしました。

○川上委員

指導書は、現実に、物理的にどこからどこを通過して学校に行くんですか。

○学校教育課長

出版社のほうから取次所のほうに納入されて、取次所から各学校へと搬送されます。

○川上委員

それぞれの出版社からばらばらと来るわけですね。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

○川上委員

それを飯塚市の元野木書店まで持って来る、それぞれが。東京とか大阪とか、いろいろな出版社が元野木書店とか太田書店に持って来ると。そこで一旦、受け止めるわけですか。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

○川上委員

その段階では、指導書は誰の物ですか。

○学校教育課長

本市が契約行為をする前であれば、各出版社の物となると思いますけれども、契約後は本市の物となると思われます。

○川上委員

契約は4月1日でしょう。取次所に出版社から荷物が着くのはいつからいつ頃までとなるんですか。

○学校教育課長

3月末までには届いていると思われます。

○川上委員

3月末までには2つの書店に示された物が示された量だけ来ているでしょうと。それで、4月1日に契約を教育委員会で結ぶんですか。

○学校教育課長

契約は飯塚市となっております。市役所の飯塚市教育委員会においでいただきまして、そこで契約しております。

○川上委員

契約を結びます。そのときは、既にそれぞれの書店まで本市が契約した物があるはずですね。これは学校にはどのように届くようになるんですか。

○学校教育課長

それぞれの取次所である書店のほうから各学校に配送いたします。

○川上委員

それはいつになりますか。

○学校教育課長

小学校の教科書は、前期に使う上巻と後期に使う下巻と分かれている物がありまして、上期に使う上巻につきましては4月2日、下巻につきましては9月2日に取次所のほうから学校のほうに配送されております。

○川上委員

契約については、実際に学校に運ぶのはそういう日付ですということを書いているんですか。

○学校教育課長

契約書の中に納品日の指定がありまして、それぞれ、上巻については4月2日、下巻につい

ては9月2日ですけれども、その日までに納入するよというところが契約書のほうに示されております。

○川上委員

すみません、上巻、下巻がある物については、上巻は4月2日に、下巻は9月2日までに、ということで確認していいですか。

○学校教育課長

契約書に示されているのは、下巻まで納める納期である9月2日というところは示されているんですけれども、4月2日の分につきましては、学校のほうが滞りなく業務を行えるように、4月1日が過ぎ、上旬にもすぐに納めるよというところで、4月2日のほうに納入がされているという形になっております。

○川上委員

4月2日というふうに言われましたけど、実際は4月上旬と。幅があるということですか。

○学校教育課長

すみません、訂正させていただきます。仕様書のほうに、通年の本、もしくは上巻に当たる物については令和6年4月2日までに、下巻がある物については令和6年9月2日までに、というところで仕様書のほうに、その旨の記載がされております。すみませんでした。

○川上委員

そうすると、契約前に学校に届いた物がありますか。

○学校教育課長

契約前にはございません。

○川上委員

そうすると、細かいこと言うようですけど、4月1日付契約で、翌日までに書店は届けなければならないということになりますか。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

○川上委員

前回、報告の折に聞いたと思いますけど、正式に契約議案が出ておりますので、元野木書店704冊、太田書店512冊、この根拠は何ですか。

○学校教育課長

教師用指導書につきましては、教科ごとに、また、学年ごとに指導書が作成されております。その指導書は、1冊の中に複数のワークシートとか、授業の指導案とか、複数含まれていますので、1冊というよりも1セットと言ったほうが分かりやすいかと思うんですけれども、全教科、全学年で、1学校につき64セットとなっております。

その64セットが、元野木書店に割り当てられている学校が11校、太田書店に割り当てられている学校が8校で、元野木書店については、64セット掛ける11校分で704セット、太田書店については、64セット掛ける8校ということで512セットという形となっております。

○川上委員

その11校と8校は教育委員会が区分しているんですか。

○学校教育課長

福岡県教科図書株式会社のほうがそのように割り振りまして、11校、8校というふうに決まっております。

○川上委員

福岡県教科図書株式会社は何に基づいて、教師用指導書をそのように学校を分けるんですか。

○学校教育課長

ご質問が、福岡県教科図書株式会社の方がどういった形で分けているかということでしたら、選定基準で、受け持つ学校の域内であることや、また、教科書保管のための倉庫の有無や規模に基づいて、11校と8校というふうに振り分けられているということです。

○川上委員

具体的にはどういうことでしょうか。

○学校教育課長

それぞれの取次所が存在している場所、あと、それぞれの取次所が保管できる冊数、それに基づいて割り振られているということです。

○川上委員

福岡県教科図書株式会社とこの契約相手の2つの書店が話し合っているということですか。

○学校教育課長

それぞれの状況について、話し合っているかもしれませんが、ちょっとこちらでは把握できておりません。まず、福岡県教科図書株式会社の方が決めているということまでは分かっております。

○川上委員

この基準は、飯塚においては2つの書店の倉庫の大きさで決めていると。それはどこで確認したんですか。

○学校教育課長

福岡県教科図書株式会社の方に、実際に問合せをしまして、そのような回答を頂いております。

○川上委員

向こうは取次店と言うんですか。書店の位置、それから倉庫の広さ、この2つで決めるんですか。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

○川上委員

福岡県教科図書株式会社にはそのように決めるという基準があるんでしょうね。その基準は確認されましたか。

○学校教育課長

こちらのほうから問い合わせて、頂いた回答では、振り分けについては、福岡県教科図書株式会社の取締役会で決定して、先ほどの基準で振り分けをしているということでした。

○川上委員

それに対して、仮に、元野木書店のほうで「うちは8校でいいです」と、太田書店が「11校ください」と、そういった意見は言えるんですか。

○学校教育課長

書店からそういった意見が言えるかどうかについてまではちょっと確認しておりません。申し訳ありません。

○川上委員

これは、実質的な契約相手、法律上の契約相手はこの2つの書店、皆さんのほうは取次店という表現だったけど、取次店というのは取次店なので、実質的契約主体は福岡県教科図書株式会社ということになりませんか。

○学校教育課長

福岡県教科図書株式会社が間に入って各取次所のほう、太田書店、元野木書店のほうに出版社のほうから本が行きますけれども、あくまでも、市のほうが契約しているのは取次所である太田書店、元野木書店となっております。

○川上委員

これは、ルール上、何のルールか分かりませんが、飯塚市は福岡県教科図書株式会社と直接契約を結ぶという選択肢はないんですか。

○学校教育課長

福岡県教科図書株式会社と直接の契約を結ぶということとはございません。

○川上委員

それはなぜですか。

○学校教育課長

書籍の購入につきましては各取次所からの購入ということになっておりますので、福岡県教科図書株式会社から購入することはできません。

○川上委員

取次所という書店からしか契約ができないというのは、何に書いてあるんですか。

○学校教育課長

文部科学省のホームページにあります教科書供給の仕組みとありまして、この取次供給所については、取次供給所は教科書を学校に直接供給する機関であり、書店がこの業務を行っていて、この書店が教科書と指導書の契約の主体であることが示されております。

○川上委員

要するに、この2つの書店であり、取次所と呼ばれているところは、文部科学省が登録しているということですか。

○学校教育課長

文部科学省が取り決めているということではなくて、各出版社のほうが取次所について契約を結んでいるということになります。

○川上委員

この福岡県教科図書株式会社というのは、本市だけではなく、よそのことはあれですけど、本市の教育に相当な影響力を持ってしまうということになりますね。

それで、11校と8校は、どちらの取次所が幾つ、どちらの取次所が幾つというのは、この株式会社が決めるんですね。県教委とか、文部科学省とかではなく、この民間会社、株式会社が決めるということなんですか。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

○川上委員

その取締役会が決めた配分によって、この取次所の取扱量が決まり、したがって利益も決まるということですね。

この配分やその他について、飯塚市は福岡県教科図書株式会社と何か協議をしたりしたことはないですか。

○学校教育課長

ございません。

○川上委員

福岡県教科図書株式会社は、自分が信頼している取次所に指導書を渡そうというふうに決意するとき、飯塚市のことは何にも考えなくて、机の上で決めるわけですか。

それとも、飯塚市に何らかの連絡を取って、このように仕分をしようと思うけど、それでよいかというようなことはないんですか。

○学校教育課長

特にそこについての協議の場というものはなく、このように決まりましたという通知が来るだけになっています。

○川上委員

その通知はいつ来るんですか。

○学校教育課長

2月上旬頃に来るようになっております。

○川上委員

2月上旬ですね。日付は後で教えてください。

どういう内容のものが来るんですか、通知というのは。

○学校教育課長

先ほど上旬と言いましたが、令和6年につきましては令和6年2月1日に通知が来ております。これにつきましては、福岡県教科図書株式会社のほうから飯塚市教育委員会宛てに、令和6年度教科用図書納入取次供給所についてという通知文が来ておりまして、そこに元野木書店と11校分の小学校名、太田書店と8校分の小学校名が記載された一覧表が届いております。

○川上委員

随分なことだと思いますけども、これをもらったら、「はい」と言うことしか言えない立場ですか、飯塚市教育委員会は。

○学校教育課長

教科書供給につきましては、文部科学省のほうが大元になりまして、法に基づいてなされていますので、その供給の仕組みを通して出されている通知ですので、特にこちらのほうから意見を言って、変えてくださいといったことは、これまではしておりません。

○川上委員

その通知には、これだけの経費がかかりますというような、経費的なことは書いていないんですか。

○学校教育課長

通知のほうには学校の割当てのみが書かれておりまして、経費等については記載されておられません。

○川上委員

分かりました。

経費については、4月1日に契約ですけれども、それ以前に、当然、理解するところだと思いますが、教育委員会が経費を確認するのはいつですか。

○学校教育課長

経費といいますか、各指導書の単価が決定するのがいつかということでしたら、10月には予定価格が決まりまして、1月には単価が決定されて、こちらのほうに連絡が入ってまいります。

○川上委員

そうすると、先に単価が昨年10月に決まっていて、1月には先送りで情報は来ておったということなんですか。

○学校教育課長

10月は予定単価になります。それが1月に確定単価で通知が来たということになります。

○川上委員

それはどういう形で来るんですか。郵送とか、メールとか。

○学校教育課長

郵送で単価表が送られてまいります。

○川上委員

そうすると、セット価格で来るのか分かりませんが、額は基本的な単価が分かります。それから、2月1日付で11校と8校というのが追いかけてきます。そうすると、それぞれ契約

を結ぶということになりますよね、当然。その契約行為について、教育長、市長の決裁はどこまで要りますか。

○学校教育課長

担当課の担当、係長、課長、教育部長、教育長を経まして、副市長の決裁となっております。

○川上委員

契約を結びますよと起案をし、一番上は藤江副市長ということですか。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

○川上委員

起案日と決裁日が分かりますか。

○学校教育課長

令和6年3月4日に指導用教科書に係る特別決裁についての文書の決裁完了が行われております。

○川上委員

起案日が分かりますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:59

再開 16:23

委員会を再開いたします。

○学校教育課長

先ほどの答弁をちょっと修正させていただきます。起案日が令和6年3月4日、決裁日が令和6年3月8日ということで修正させていただきます。申し訳ございません。

○川上委員

1月に単価が分かり、2月1日に区分けが分かるということで、契約金額が想定されたわけですね。それで3月4日に起案をし、3月8日に決裁をしたと。

2月15日に議会運営委員会がありまして、そこで当初予算が示されているんです。この当初予算書のどこに財源が示されているか、予算計上されているかと思ったんですけど、218ページの消耗品費9851万円の中に入っているのかなと思うんですけど、どうですか。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

○川上委員

そうすると、これは9851万円なので、教科書は6千万円ですから、残りは何ですか。

○学校教育課長

この218ページにあります、その他の教育振興費の中の消耗品費の中にこれは含まれているわけですが、消耗品費については学校教育課以外の他課の分も含まれておりますので、その全体については、今、学校教育課のほうでは分かりかねます。

○川上委員

小学校教師用指導書を消耗品費で計上するのはどういう事情ですか。

○学校教育課長

指摘に関しましては消耗品という形で取り扱っておりましたので、教師用指導書につきましても消耗品費のほうで入れさせていただいております。

○川上委員

これは分けて計上するべきではないんですか。

○学校教育課長

このときにはこちらの認識不足、知識不足で、いわゆる教師用指導書が動産に当たるといったような認識もございませんでしたので、消耗品という考え方のみで消耗品費の中に入れ込んでおりましたけれども、今回のような事案がありましたので、ご指摘のとおり、中身につきましては分けて計上するようところで検討していきたいと。

中学校の分が今度あるんですけれども、こちらは債務負担行為で先日出させていただきますけれども、そういった形で分けて出させていただきますと考えております。

○川上委員

今回の教訓の一つに、予算の計上の段階で教訓があるのではないかと思うわけです。それで、このことについては、1億円近い金額の予算計上について、議会の側が適正にチェックすればよかったかなという、ちょっと私自身の反省もあります。

3月4日に起案、3月8日で決裁、契約しようと思うという時期に、この決裁に契約課はどのように関わりましたか。

○学校教育課長

総務部契約課のほうとは、合議という形で決裁文書のほうを回しております。

○川上委員

合議の結果について、何か記載はなかったんですか。

○学校教育課長

記載はございませんでした。

○川上委員

判こだけ押してあったということですか。

○学校教育課長

こちらの決裁文書を見ますと、判こが押してあります。

○川上委員

法制のほうはどうですか。

○学校教育課長

法制のほうとは合議はいたしておりません。

○川上委員

それは普通ですか。

○学校教育課長

契約行為についての決裁になりますので、法制ではなく、契約課のほうとの合議のみということになります。

○川上委員

財源を確認する必要があったと思うんですよね。その財源を確認すると、消耗品費になっていきますよねと。これは条例の基準を超えていますよねと。気がつきますよね、契約課ならすぐに。なぜ、気がつかないで合議をしましたよという判こを押し、何か意見を述べてもよかったんだけど、背景に今までは基準を超えることがなかったということがあるんですか。

○学校教育課長

まずはこちらの条例の認識が足りなかったことは一番の原因ですけれども、過去、令和2年度に遡ったところでは、2千万円をそれぞれの契約は超えることがありませんでしたので、こちらの条例の認識が不足していたところでしたが、過去に遡ってみたところ、今回のような議決を通さずに契約を執行していただくところはございませんでした。

○川上委員

今まで超えることがなかったのに、今回超えるようになったのはどういう事情か。

○学校教育課長

令和2年度までの教師用指導書が紙媒体の物がベースになっていたんですが、今、各学校は

電子黒板を使って授業することが非常に増えておりまして、電子黒板に対応する教師用のデジタル教科書が教師用の映像資料、電子黒板に投影して、子どもたちに見せて指導するような資料等が、この教科書指導書のセットの中に含まれるようになりましたので、それに伴って、物価の高騰もあるかと思えますけれども、今回、令和2年度から令和6年度については各単価が高騰した形になっております。

○川上委員

今回、単価は約5万円、1セット当たりということになると思うんだけど、令和2年、紙ベースのときは、単価はどれほどだったんですか。

○学校教育課長

この指導書ですけれども、それぞれの指導書で1セットについている冊数とかも全く違いますし、それぞれのセットでかなり金額の差がありますので、単純に割り算していいというところはちょっとできないんですけれども、ただ、全体の分でいきますと、令和2年度のときには1冊当たりの平均単価については1万2542円で、令和6年度については4万9299円となっております。

○川上委員

コロナの時期を通して、電子書籍だと言っている中で、4倍になっていたわけですね。

このことについては、福岡県教科図書株式会社ないし文部科学省のほうから留意するようにと、財源についても留意するようというのはあるのでしょうか、契約行為において気をつけるようにとか、そういう助言とかは特になかったんですか。

○学校教育課長

今回の高騰に伴うことについての注意喚起等の通知はございませんでした。

○川上委員

そのほかに何かあったんですか。

○学校教育課長

そのほかにもございません。

○川上委員

今回、本市で「あっ」と、調べてみようと思ったきっかけになるほど、全国各地で同様の事案が発生しているじゃないですか。先日は桂川町でもということでしたけど、この案件について、文部科学省など国のほうから、対応について何か助言ないし通知のようなものはないんですか。

○学校教育課長

来ておりません。

○川上委員

私は教科書会社、それから先ほどから言っている福岡県教科図書株式会社においては、4倍ですからねという情報提供が念入りに行われてしかるべきではなかったかというふうにも思うわけです。

それで確認したいんですけども、平均的にいえば1万2千円が4倍ぐらいになる。これについては価格交渉というようなことはできないんでしょうか。

○学校教育課長

価格交渉についてはできません。

○川上委員

要りませんということも言えないんでしょうか。

○学校教育課長

必要ないというところは言えると思うんですけども、実質的に学校現場で、これらの資料を基にして授業を行っておりますので、これらを使わないとなったら、かなり教員の負担があ

りますので、実質的には購入させていただくようになると思います。

○川上委員

紙ではなく、電子黒板を使えと、ICTということになっているので、飯塚市は絶対買いますよね。この点については、独占的なシステムが、国の制度、教育改革というか、ICT教育を進めるために、それにかみ合った形で、従来の独占的なシステムが機能したのではないかというふうに思うんですね。

それで、現時点で、704冊、512冊について、どのように活用されているのでしょうか。

○学校教育課長

各担当の教師によって、まず、授業をどういうふうに行うかということの参考になる、授業の流れが資料としてついていきますので、それを参考にして工夫して行う。また、先ほど申しましたが、子どもたちに提供する映像資料等も含まれており、また、ワークシートやテストのサンプル等も含まれておりますので、そういったものを参考にしながら、授業やテスト、評価等を教員のほうは行っております。

○川上委員

こどもの教育のために、これは不可欠と。また、教師の負担軽減にもつながるかもしれないと思うんだけど、不可欠だというように言えますか。

○学校教育課長

こどものよりよい資質・能力の向上と、教員のよりよい授業構築、また、負担軽減を考えますと、不可欠だと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は「議案第110号」、「議案第111号」に、賛成できない、反対の立場で討論を行います。

今回、取得する小学校教師用指導書は、お尋ねしてまいりましたけれども、多忙な小学校教師にとって、こどものために豊かな教育をしていく上で、一つの参考ツールにもなるし、個人によって違うかもしれませんが、負担の軽減になることもあるのではないかと思います。そういう意味では、こういった状況に陥ってはいるんだけど、有効性はあると思うわけです。

しかしながら、2つの点で、賛成しがたいことを申し上げなければならないと思います。

一つは、先ほど言いましたけれども、小学校教師用指導書の販売の流れ、契約のありようにおいて、独占的なものがあり、しかも、先ほどは聞きませんでしたけれども、随意契約ということですので、書店の問題というよりは、指導書の有りようの問題として、曖昧さや不適當なところがあるのではないかと。こうした中で、一気にICT教育ということもあるでしょう。その流れの中で価格が4倍になっていくということで、今回の事態と思います。これが一点です。

それから、もう一点は、先ほど質問の中で、佐賀地裁のこと、それから福岡高裁、最高裁の判例のこともありましたけれども、現時点において、地方自治法違反状態であること、市条例違反状態であること、これを議会が追認するという行為が正しいかどうかについて、疑問があります。

なお、つけ加えておくとすれば、武雄市の住民訴訟に端を発した訴訟における最高裁の判例を、今回のことに引き寄せて説明しようとするのは正しくないのではないかと。それは、佐賀地裁で武雄市が敗訴した後に、議会が追認議案を可決したことをもって、高等裁判所が住民側敗

訴を決めたわけですから、そういう意味では立っている時間的な位置が我々とは違うんではないかということは申し上げておきたいと思います。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「議案第110号 財産の取得(小学校教師用指導書)(追認)」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第111号 財産の取得(小学校教師用指導書)(追認)」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第130号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校教育課長。

「議案第130号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

追加議案書29ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の改正により、福岡県公立学校職員の給与の改定が行われることから、これを参考にして本市教育職員の給与を改定するものです。

提案内容といたしましては、別表第4条、第14条関係の全部の改定を行い、給料月額を全号給で増額改定いたします。

また、福岡県公立学校職員の給与に関する条例に規定する給料表に準じて、給料表を74号給から137号給まで追加いたします。

施行日は公布の日から施行しまして、令和6年4月1日から適用するものでございます。

なお、資料として新旧対照表を議案書30ページから37ページに記載しております。

以上、簡単でございますが、「議案第130号」についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第130号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。